

“ふじのくに”危機管理計画 基本計画

**平成23年6月
静岡県**

静岡県では、富国有徳の理想郷“ふじのくに”の実現を目指し、県民が安全で安心して暮らせる県土づくりを推進するため、地震、津波、原子力災害、風水害、国民保護、感染症や食の安全などの危機事案への対策を網羅する「“ふじのくに”危機管理計画」を策定した。

あらゆる危機事案に迅速かつ的確に対応するためには、危機事案のいかににかかわらず、同一の体制で基本となる意思決定システムや危機管理システムを構築して事態対処に当たることが効果的であることから、本計画では、様々な危機事案を網羅し、それに対応する基本的な組織や行動を規定した。

なお、本書では、「“ふじのくに”危機管理計画」の概要と、危機事案への対応に関する大原則を定めた「“ふじのくに”危機管理計画」の基本計画のほか、危機事案ごとの各機関の活動概要を掲載する。

目 次

【“ふじのくに” 危機管理計画の概要】

1 策定の目的	1
2 計画の構成	1
3 基本計画	2
4 計画の特徴	2
I 事前（平時）対策の推進	2
II 情報の見える化・共有化	3
III 意思決定システムの統一化	4
IV 組織体制（役割分担）の明確化	4
V 情報発信の一元化	5

【基本計画】

第1章 総 則	7
1 基本計画の趣旨	7
2 計画の位置づけ	7
3 危機管理体制	9
4 連絡体制等	11
5 危機事案の所管部局と危機管理部の役割	16
6 本計画を含めたマニュアル等の見直し	16
第2章 事前（平時）対策	17
1 事前（平時）対策の基本	17
2 危機管理体制の整備	17
3 危機管理連絡調整会議の開催	18
4 各部局連絡担当者会議の開催	19
5 危機管理情報の発信	19
6 資源の管理	21
7 訓練・職員研修の実施	22
8 危機対応計画（マニュアル）の作成	22
9 支援事業等一覧表の作成	22
10 被害軽減・予防対策	22

第3章 応急対策	23
1 初動対応時の留意点	23
2 初動体制及び応急体制の決定	26
3 情報の収集・伝達	26
4 応急対策の検討・実施	28
5 地域の応急対策体制の確立	31
第4章 復旧・復興対策	32
1 復旧・復興の推進	32
2 風評被害の影響の軽減	32
3 被害者等への影響の軽減	33
4 再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等	33
5 地域社会の復興・再生	34
(参考資料) 事案ごとの県・市町・関係機関の活動概要	35

【“ふじのくに” 危機管理計画の概要】

1 策定の目的

富国有徳の理想郷“ふじのくに”を実現するためには、

その基盤となる県民の生命、身体、財産を守ることが重要

(静岡県総合計画 基本計画 1 「命」を守る危機管理)

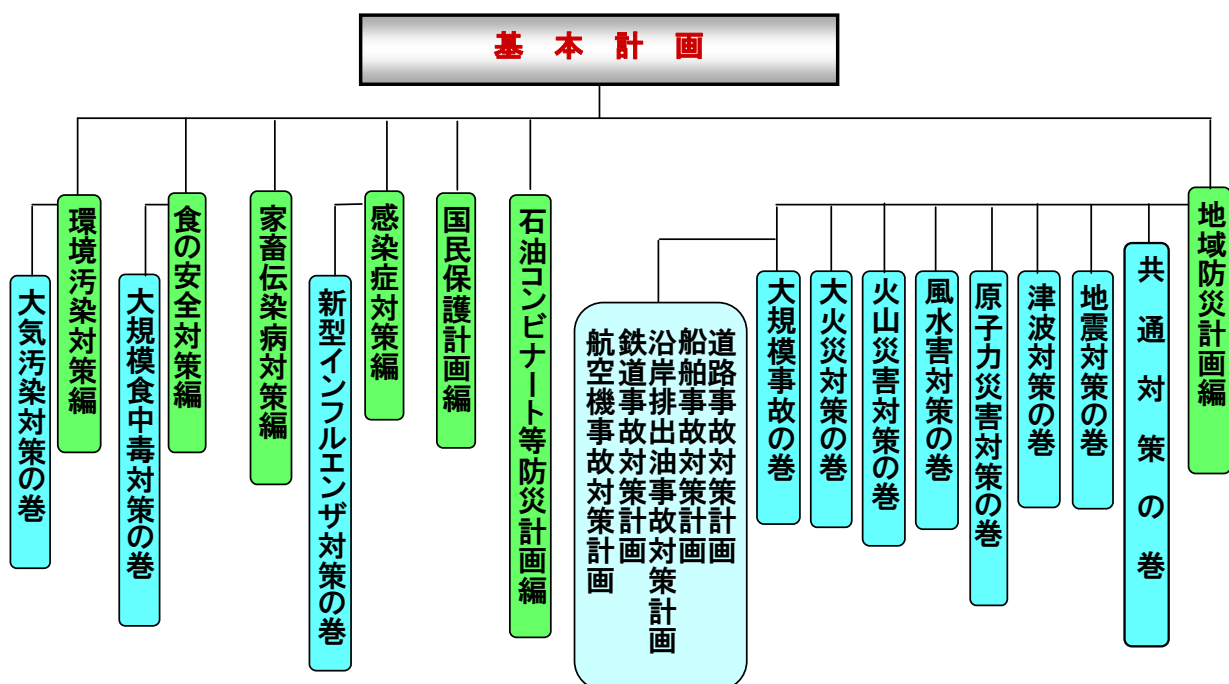


様々な危機事案に対して、事態対処の**基本となる平時からの**

「危機管理システム」や応急対策時の**「意思決定システム」**

などを統一化し、全庁あげて迅速に対応できる体制を確保

2 計画の構成



3 基本計画

- “ふじのくに” 危機管理計画の冒頭に、危機事案への対応に関する大原則を定めた『基本計画』を記載
- 『基本計画』には、事前対策を含めた**危機事案に共通する規範となる対応事項や、応急対策要員の心構え、留意すべき事項**などを記載し、様々な危機事案に対して基本的な対応が的確に実行できるよう内容を構成
- 危機事案ごとの対応計画を『基本計画』に基づく個別計画として位置付け、具体的な対応事項を定める。

4 計画の特徴

I 事前(平時)対策の推進

- 平時からの予防対策等が危機事案発生時の被害軽減に結びつくことから、危機事案ごとに平時の対策を明記
- 「**減災**」の視点から**被害軽減・予防対策**を推進
住宅等の耐震化、家具の固定、食料・飲料水の備蓄、予防接種等の対策を実施

【危機事案ごとの具体例】

地震	住宅の耐震化、家具の固定、飲料水等の備蓄、訓練の実施など
津波	防潮堤・水門等の設置、津波避難ビルの指定、ハザードマップなど
原子力災害	屋内退避用コンクリート建物の把握、防護資機材の整備など

II 情報の見える化・共有化

- 危機事案が発生した場合に備え、**応急対策に必要なとなる資源をデータベース化し、それをGIS（電子地図）等に表示することで「見える化」**
- 平時には静的データとして関係機関で共有化し、通常業務や計画作成などに活用
- 発災時には動的データとして、使用の可否などの施設の状況や現場の写真などを表示し、迅速かつ円滑な応急対策に役立てる。

<データベース化>

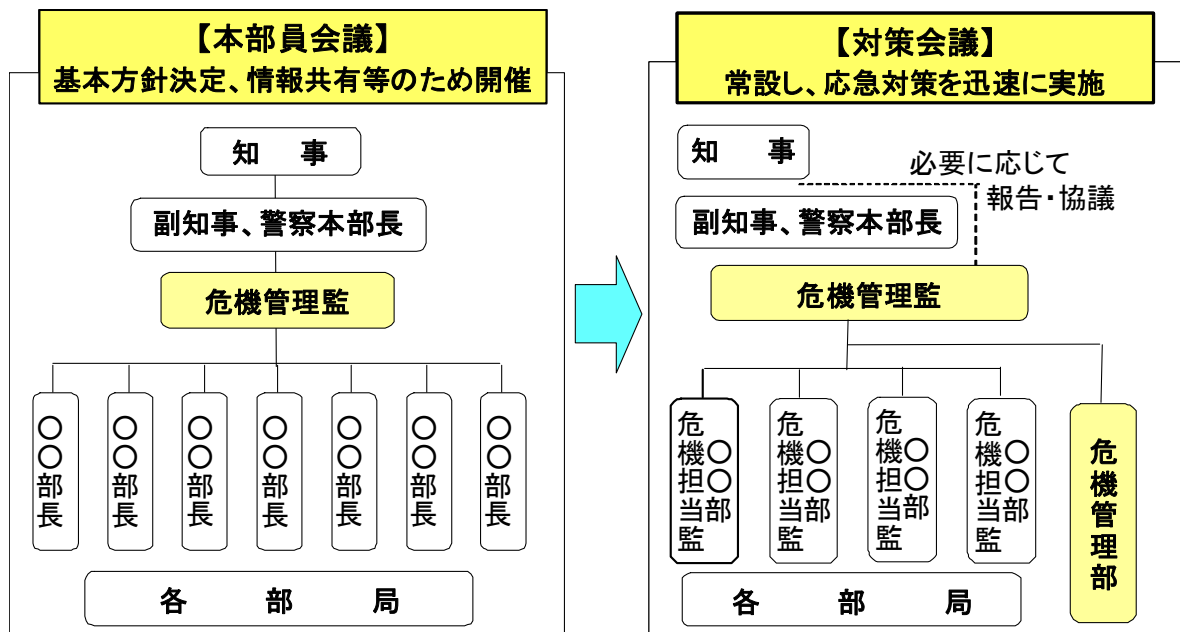
危機事案	データベース（例）
地震	道路、ヘリポート、救護所、避難所、給水施設・・・
津波	水門・陸こう、津波避難ビル、避難路、避難所・・・
原子力災害	屋内退避用コンクリート建物、周辺地域の特定施設、非常用発電車・・・
大規模食中毒	検査用資機材、治療薬備蓄状況、専門人材・・・

<GIS(電子地図)表示>



Ⅲ 意思決定システムの統一化

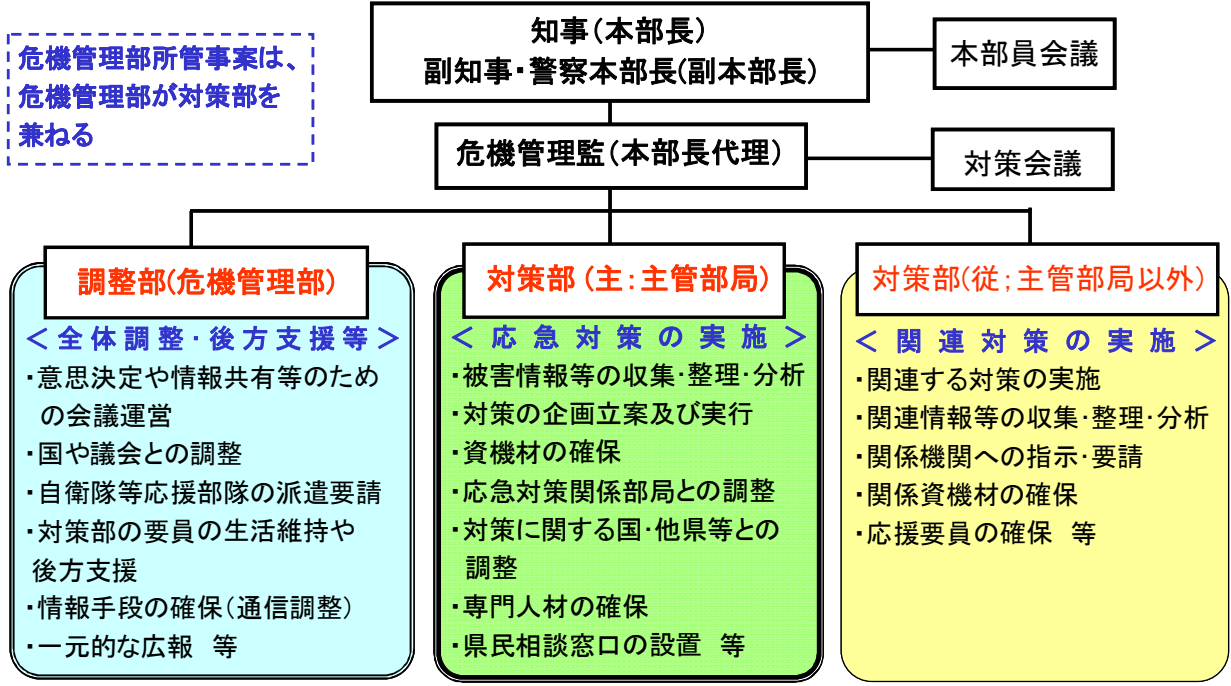
- 対策本部が設置された場合、「**本部員会議**」で基本対処方針の決定や各部局で取り組むべき業務を確認
- 具体的な応急対策を「**対策会議**」で協議
- 対策会議のメンバーを危機事案ごとに明記し、迅速な初動体制を確保



Ⅳ 組織体制(役割分担)の明確化

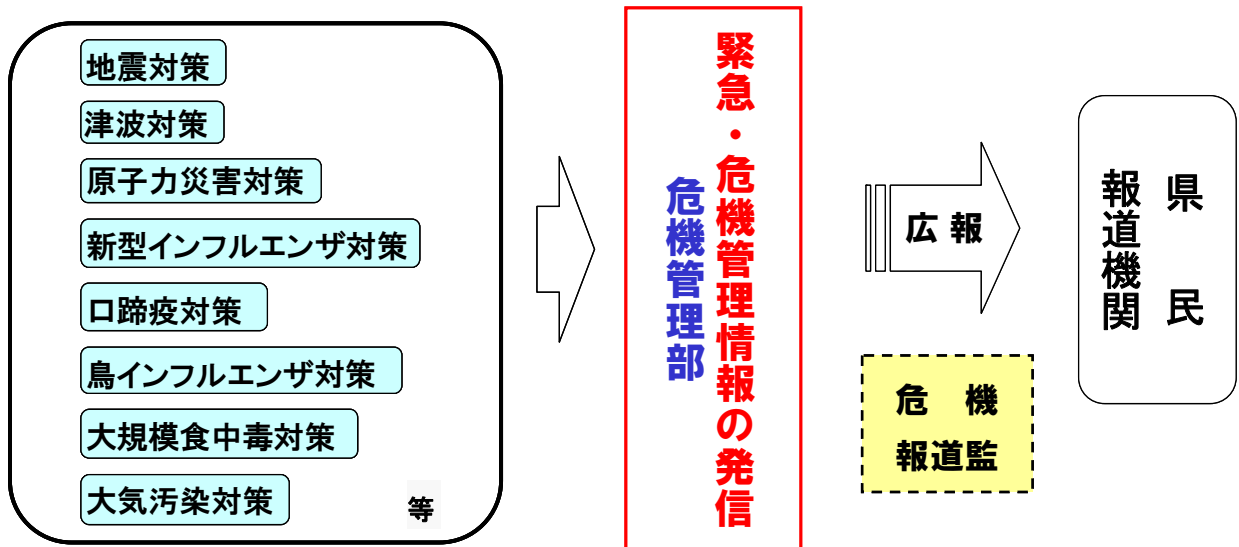
- 危機事案を**所管する部局が「対策部」**を設置し、応急対策を実施
- 危機管理部**（「調整部」）は、「対策部」の応急対策が円滑に実施できるよう、自衛隊等の応援部隊の派遣要請、庁内の意思決定や情報共有等のための会議の開催、情報の一元的発信などを担当

危機事案の所管が危機管理部以外の場合の組織体制



V 情報発信の一元化

応急対策等の情報は、「**危機管理部**」が取りまとめ、**一元的に情報を発信**



【基本計画】

第1章 総 則

1 基本計画の趣旨

静岡県又はその周辺において、県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害を生じ、又は生じるおそれがある緊急事態（以下「危機」という。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合等に、県として速やかに初動体制を確立し、実効性のある危機管理対策を円滑かつ迅速に実施できるよう、基本的な考え方や手続きを定めるものとする。

2 計画の位置づけ

(1) 危機事案の定義

静岡県又はその周辺で発生することが想定される危機事案は次表のとおりとするが、表に示されていない事象であっても、重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると判断される事象が発生した場合は、危機事案として対応する。

事象の性格等から、「被害が直接的又は重大でない事象（財政危機、経済危機、地球環境問題、単発的な殺人事件、農林水産物の不作など）」や「既に発生した事態への事後対策が中心となる事象（アスベスト問題、建築物耐震偽装問題など）」は、本計画の対象としない。

危機の態様	危機事案例
大規模地震 ・風水害等	地震、火山活動、風水害、大火災、大爆発、大規模事故、石油コンビナート災害 など
原子力災害	放射性物質又は放射線の事業所外放出事故、原子力発電施設事故 など
国民保護事案	国民保護計画で想定しているテロ・武力攻撃 など
感染症	SARS、新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザなど主に感染症法に規定する疾病 など
食の安全	食品毒物混入、食中毒、飲料水汚染、牛海綿状脳症（BSE）、残留農薬、食品偽装 など
その他	凶悪犯罪に伴う社会不安、大気汚染・土壌汚染・水質汚濁、富士山静岡空港関連事件・事故 など

(2) 危機事案の類型

危機は、想定される具体的な事案により次表のとおり、① 災害対策基本法で規定する災害、②武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、③ それ以外の重大な被害が発生する緊急事態、に類型化する。

危機の種類		想定される事案
① 災害対策基本法第2条で規定する災害	自然災害	風水害、地震、津波、火山災害等
	重大事故	原子力災害、大規模火災、大爆発、石油コンビナート災害等
② 武力攻撃事態対処法第2条及び第25条で規定する武力攻撃事態等		武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急処理事態等
③ 上記以外の重大な被害が発生する緊急事態		感染症や家畜伝染病の蔓延、大規模食中毒、大気汚染等

<参考>

● **災害対策基本法第2条で規定する災害**

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象のみならず、大規模な火災、爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害

● **武力攻撃事態対処法第2条及び第25条で規定する武力攻撃事態等**

武力攻撃事態……………武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生することが明白な危機が切迫していると認められるに至った事態

武力攻撃予測事態… 武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

緊急処理事態…………… 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（大規模テロ）

(3) 計画の構成

①地域防災計画編	災害対策基本法第2条で規定する災害
災害対策基本法第40条に基づく都道府県地域防災計画に該当する	共通対策の巻、風水害対策の巻、火山災害対策の巻、大火災対策の巻、大規模事故の巻（道路事故対策計画、船舶事故対策計画、沿岸排出油事故対策計画、鉄道事故対策計画、航空機事故対策計画） 地震対策の巻、津波対策の巻、原子力災害対策の巻
	②石油コンビナート等防災計画編
③国民保護計画編	武力攻撃事態対処法第2条及び第25条で規定する武力攻撃事態等
④上記以外の重大な被害が発生する緊急事態	
感染症対策編	新型インフルエンザ対策の巻
家畜伝染病対策編	家畜伝染病対策の巻
食の安全対策編	大規模食中毒対策の巻
環境汚染対策編	大気汚染対策の巻

※ 上記の計画に付属する資料は、資料編に掲載する。

なお、本計画で想定していない事案が発生した場合には、本計画の規定を根拠とし、必要に応じて災害対策本部運営要領や類似マニュアル等に準拠して対処する。

3 危機管理体制

本県の危機管理体制は概ね次のとおりとするが、危機事案の内容及び事態の推移により柔軟に対応する。

(1) 危機事案発生時の体制

ア 各部局単独で対応が可能な危機事案については、所管部局で事案の処理に当たり、必要に応じて対策本部を設置する。

イ 重大な被害が発生した又は発生する恐れのある危機事案や複数の部局にまたがる危機事案が発生した場合は、知事を本部長とし、各部局長を本部員とする対策本部を設置し、危機管理部は関係部局と連携して応急対策に当たる。

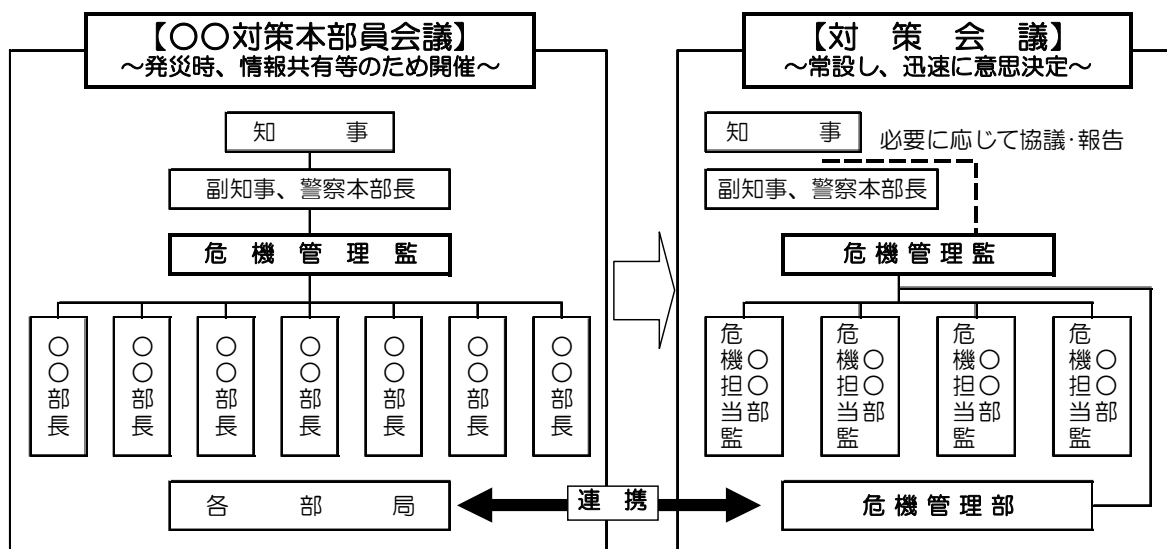
この場合、危機管理監が、本部長である知事の命を受けて、事務を統括し、危機管理部職員その他の関係部局の職員を指揮監督する。

また、危機管理部は、全庁的な総合調整と一元的な情報発信等を所掌し、関係部局は事態対処(応急対策)を行う。

ウ 各部局が部局単独で対応可能と判断した危機事案であっても、被害の規模や社会的影響等を勘案し、全庁的な対応や情報の共有が必要であると危機管理監が判断した場合は、所管部局と調整し、知事と協議の上、危機管理監が必要に応じて事務を統括する。

エ 対策本部を設置した場合は、知事(本部長)は必要に応じて本部員会議を開催し、また、迅速に応急対策の調整を行うため、対策会議を設置する。

オ 本部員会議又は対策会議を開催する場合は、応急対策等に万全を期すため、静岡県警察本部と連携を図るものとする。



本部員会議と対策会議の概念図

(2) 危機管理監の責務

危機管理監は、平常時及び危機発生時において次の事項を処理する。

- ア 平常時における情報の共有や部局の連携強化
- イ 危機発生時における全庁の応急対策の統括・調整
- ウ 危機事案に関する知事及び副知事への報告、(必要に応じ)協議
- エ 緊急時に知事の代理として関係部局長等を指揮監督
- オ 危機管理部職員、関係部局職員等の指揮
- カ 本部員会議開催の知事(本部長)への協議及び対策会議の開催指示
- キ 方面本部又は現地対策本部設置の知事(本部長)への協議

(3) 危機担当監の設置

各部局に、「危機担当監」(各部局の危機事案を所管する局長等)を配置し、次の事項を処理する。なお、「危機担当監」は、危機管理監が指名する。

- ア 平常時には危機管理に関する部局内の危機意識の醸成や必要な対策を推進する。
- イ 所属部局職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するため、マニュアル等の作成指示、必要な研修や訓練を実施する。
- ウ 危機発生時には、危機管理監の指示の下に応急対策を担任する。

(4) 情報連絡担当職員(緊急連絡担当者)の設置

各部局は、危機発生時において危機管理部との連絡調整等に関する事務を行う情報連絡担当職員(第1順位者から第3順位者)を置く。情報連絡担当職員は、各部局長が指名し、原則、第1順位者は課長クラス、第2順位者は班長クラス、第3順位者は副班長クラスとする。

(5) 地域の危機管理

ア 地域危機管理局長

賀茂、東部、中部及び西部危機管理局(以下「地域危機管理局」という。)の危機管理局長(以下「地域危機管理局長」という。)は、平常時及び危機発生時において次の事項を処理する。

ただし、現地対策本部が設置された場合は、現地対策本部長の指揮下に入る。

- (ア) 平常時における関係出先機関との情報共有や連携強化
 - (イ) 危機発生時における管内の応急対策を統括・調整
 - (ウ) 危機発生時に方面本部が設置された場合における地域危機管理局職員、方面本部各班職員等の指揮
 - (エ) 必要に応じて、地域危機管理連絡調整会議の開催指示
- イ 出先機関の長
- 各出先機関の長は、平常時において所属内の危機管理対策を推進し、危機発生時には地域危機管理局と連携して所管業務に係る応急対策を実施する。

ウ 地域情報連絡担当職員（地域緊急連絡担当者）の設置

各出先機関の長は、危機発生時において地域危機管理局との連絡調整等に関する事務を行う地域情報連絡担当職員（地域緊急連絡担当者（第1順位者から第3順位者））を置く。地域情報連絡担当職員は、各出先機関の長が指名し、原則、第1順位者は課長クラス、第2順位者は班長クラス、第3順位者は副班長クラスとする。

4 連絡体制等

(1) 危機管理部への報告

ア 各部局から危機管理部へ報告する事案は、次のとおりとする。

(ア) 各部局単独では対応が困難な事案、対策が複数の部局に関係する事案、対応部局が不明な事案

該当する事案を覚知した場合は、連絡体系図（図1 複数の部局で対応する危機事案）により、危機事案が発生した際の対応の流れ（図3）に基づき、速やかに危機管理部へ伝達する。

(イ) 各部局単独で対応が可能な危機事案のうち、部局長へ報告した事案

連絡体系図（図2 部局単独で対応する危機事案）により、報道提供の有無を付して、危機管理部へ報告する。なお、報告様式は特に問わず、メール、メモ、FAX等、負担のかからない方法により報告する。（勤務時間外に報告する対象となる危機事案が発生した場合は、危機政策課危機専門監へ報告する。）。

イ 危機管理監は、上記ア（イ）の事案を受信した場合、各部局が実施する情報の共有範囲や発信先などについて、助言又は指示することができる。

ウ 各部局が所管する危機事案情報を地域危機管理局（防災専門員を含む。）が受けた場合、部局が明らかなものについては、所管部局の出先機関（出先機関のない部局にあっては、危機政策課危機専門監経由で本庁所管課等）へ伝達し、所管部局が不明な事案は、危機政策課危機専門監へ報告する。この場合、危機政策課危機専門監が各部局の情報連絡担当者として調整して所管先を決定する。

オ 情報を受伝達する場合は、別紙1の危機関連情報連絡報（第一報）を参考に、書面により報告（FAX、メールなど）する。なお、状況により書面を作成する時間がない場合は、電話で報告し、その後書面による報告を行う。また、書面を送信した場合は、送信した旨を必ず電話で伝達する。

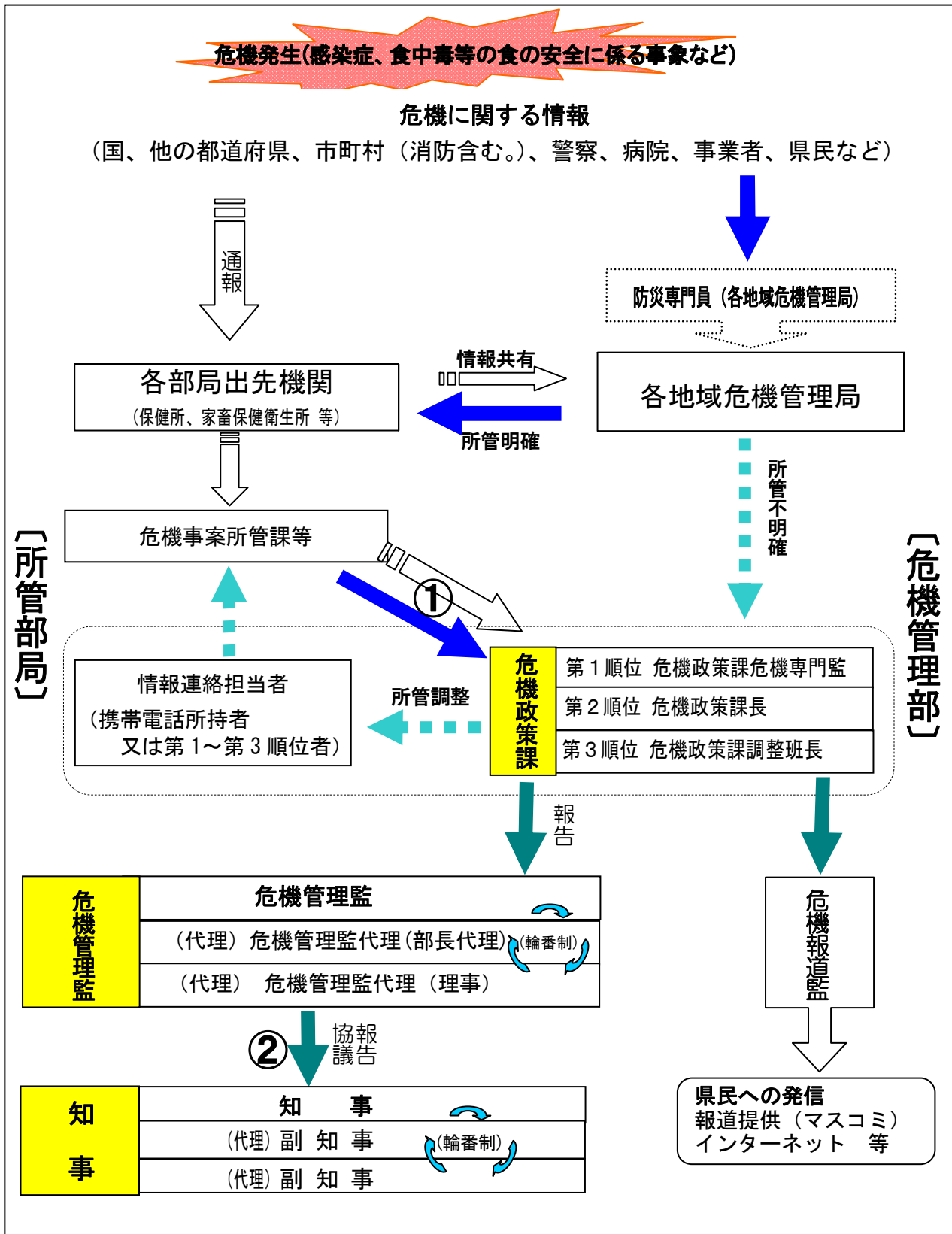
(2) 24時間体制の確保

ア あらゆる危機事案について、勤務時間内外を問わず、迅速な対応ができる初動体制を確保するため、各部局では連絡網を整備し、情報伝達に漏れのないようにする。

イ 夜間や休日などの時間外でも危機事案に関する情報の受伝達ができるよう危機管理部及び地域危機管理局に防災専門員を配置する。

(図1)

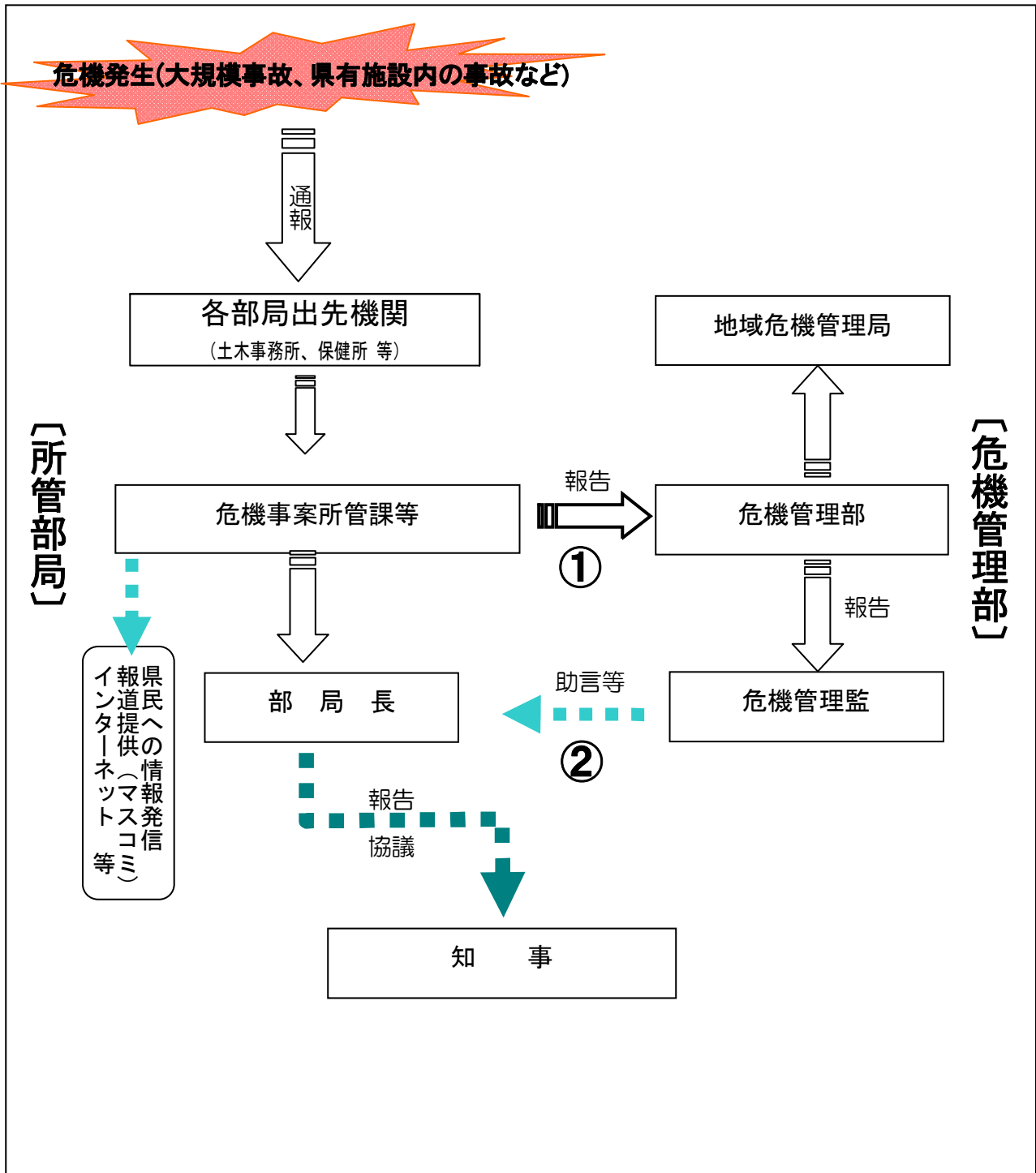
連絡体系図（複数の部局で対応する危機事案）



- ① 各部局単独で処理困難な事案や、対応不明な事案等については危機管理部へ通報する。
- ② 危機管理監が危機事案と判断した事案は、危機管理監が知事に報告する。

(図2)

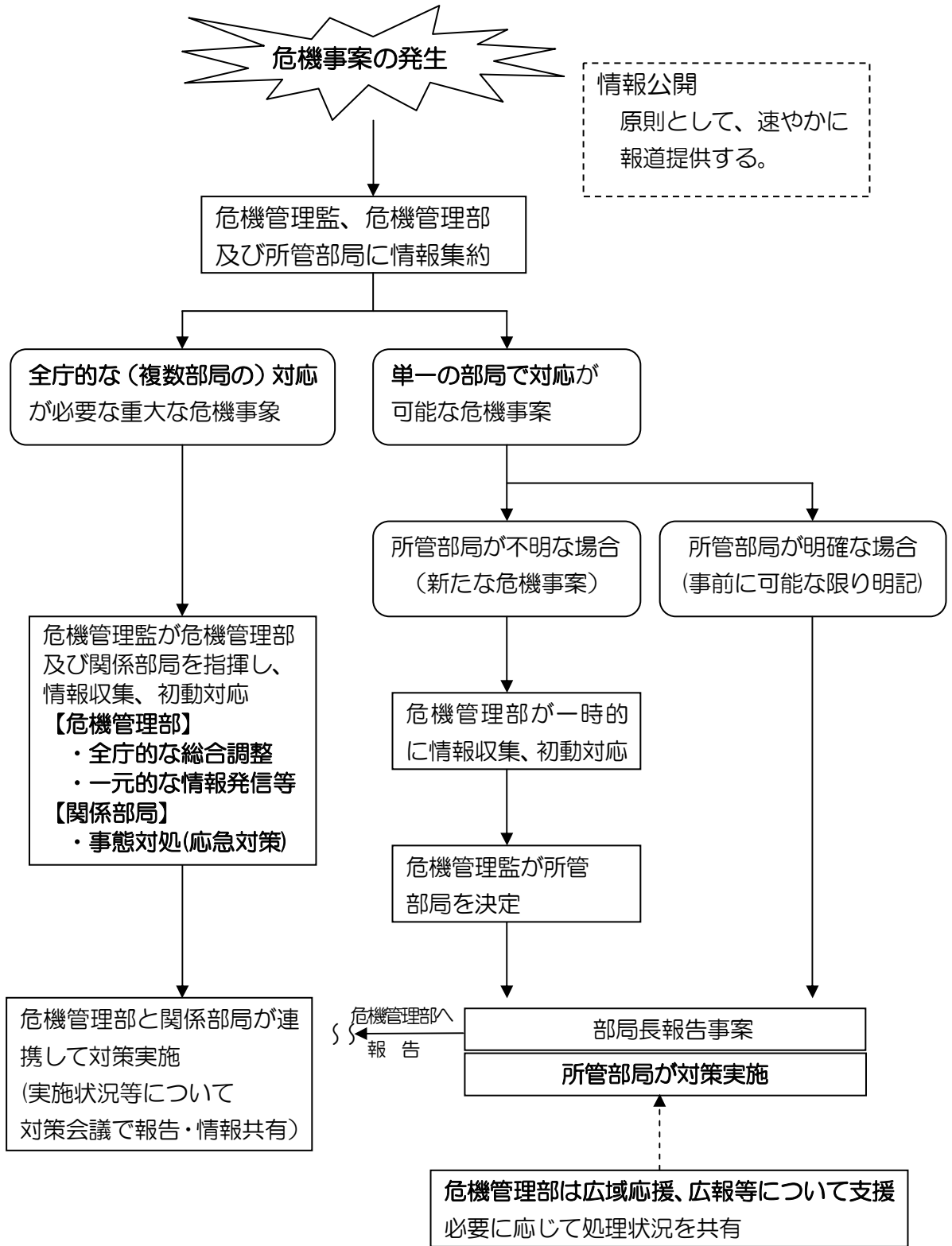
連絡体系図 (部局単独で対応する危機事案)



- ① 各部局単独対応危機事案のうち、部長報告したものは、必ず危機管理部へも報告する。
- ② 危機管理監は、報告を受けた内容について、必要に応じて所管部局へ助言・指示することができる。

(図3)

危機事案が発生した際の対応の流れ



(別紙 1)

危機関連情報連絡票 (第1報)

発信日時	年 月 日 時 分
発信者	所属・氏名
	電 話



所属・氏名	
電 話	— —



所属・氏名	
電 話	— —



所属・氏名	
電 話	— —

危機事案名	
発生日時	年 月 日 時 分
発生場所	
発生(被害)状況	
特記事項	

5 危機事案の所管部局と危機管理部の役割

危機事案の所管部局と危機管理部等の役割は以下のとおりとする。

部 局	役 割
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> すべての危機事案を掌握し、複数の部局に係る危機事案が発生又は複数の部局に係る危機事案に移行した場合、危機管理監の指示に基づき、所管部局と連携して事案に対処する。 所管が不明確な危機事案が発生した場合は、危機管理監の指示により一時的に担当部局となり、関係するマニュアルを準用するなどして対応する。 所管が明確になったときは、危機管理監の指示により所管部局へ事務を引き継ぐ。 担当部局が明確な場合であっても、必要があるときは、危機管理部は担当部局に対し、助言・支援を行う。
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> 所管が明確な危機事案が発生した場合は、各部局であらかじめ作成されたマニュアルに基づき応急対策等を実施する。 複数の部局に係る危機事案が発生した場合、複数の部局に係る危機事案へ移行した場合は、又は全庁的な対応や情報の共有が必要であると危機管理監が判断した場合は、危機管理監の指揮の下に危機管理部と連携して事案に対処する。
地域危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> 管内の危機事案を掌握し、複数の出先機関に係る危機事案が発生又は複数の出先機関に係る危機事案に移行した場合は、危機管理部や関係出先機関と連携して事案に対処する。 所管が不明確な危機事案が発生し、危機管理部が一時的に担当部局となった場合は、地域危機管理局長の指示に基づき、関係するマニュアルを準用するなどして所管地域の危機事案に対応する。 所管が明確になり、危機管理部から所管部局へ事務が引き継がれた場合は、地域危機管理局も関係する出先機関へ事務を引き継ぐ。
所管出先機関	<ul style="list-style-type: none"> 所管が明確な危機事案が発生した場合は、本庁所管課等と連携して危機事案に対処する。 複数の部局に係る危機事案が発生又は複数の部局に係る危機事案に移行した場合は、地域危機管理局と連携して事案に対処する。

6 本計画を含めたマニュアル等の見直し

社会情勢の変化、新たな法令の制定等により必要がある場合は、本計画を適時適切に見直すものとする。

本計画を見直した場合には、必ず関連するマニュアル等の見直しを行って関係機関との間で共有し、年度末等における異動に際しては、後任者に確実に引き継ぐものとする。

第2章 事前（平常）対策

1 事前（平常）対策の基本

（1）事前準備

危機事案が発生した場合の被害を可能な限り軽減するためには、危機事案発生から応急対策が軌道に乗るまでの間（以下、「初動期」という。）の初動対応が迅速かつ的確に行われることが重要である。そのためには平時から、危機事案がいつ発生しても迅速な対応がとれるよう準備ができていないことが不可欠である。初動期における迅速な対応こそが危機事案の早期解決につながる。

なお、初動期の時間的な幅は、被害発生から概ね24時間を目安とする。

（2）被害軽減・予防対策

被害の軽減を図るためには、平時から被害軽減・予防対策を講じることが重要であり、「減災」の視点を持って、公共施設や住宅などの耐震化、家具の固定、食料・飲料水の備蓄、予防接種等の事前対策を推進する。

2 危機管理体制の整備

（1）体制の整備

ア 仕組みの統一化

危機管理部は、危機事案が発生した場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、基本となる意思決定システムや危機管理システムを整備する。

イ 情報発信の一元化

危機事案に関する情報（予防・啓発に関する情報も含む。）は危機管理部に集約し、危機報道監から一元的に発信する。

ウ 資源の管理

各部局は、応急対策に活用することができる人員、重機、防災資機材、備蓄物資、応援協定等を締結している団体・事業者、防災関係機関等のリストなどの資源を的確に管理する。

エ 訓練・研修の実施

各部局は、職員一人ひとりの危機管理意識の向上を図るため、危機管理全般に関する研修を実施するとともに、関係部局、関係機関等と連携した図上訓練や実践的な訓練を実施し、被害の防止・抑制に努める。

（2）関係機関等との連携

各部局は、必要に応じ、関係機関・団体及びボランティアなどと連携を図り、危機事案が発生した場合に迅速に対応できる体制を確保しておく。

（3）危機事案に対する準備

各部局は、常に危機管理意識を持って、想定される危機事案に対する体制の整備や資機

材の確保等を図るとともに、適宜それらの点検チェックを行う。

(4) 外部専門家の活用

危機事案発生時に必要なアドバイスを得ることができるよう、平常時から危機事案に応じて県内外の有識者等を把握し、危機発生時に備える。

3 危機管理連絡調整会議の開催

危機管理監は、危機事案の発生に備え、平常時から危機管理関連情報の共有化や連携を推進し、危機事案が発生した場合の円滑・的確な対応等を図るため、各部局危機担当監、地域危機管理局長等で構成する「危機管理連絡調整会議」を開催する。

また、地域危機管理局長は、関係する出先機関の長で構成する「地域危機管理連絡調整会議」を同様に開催する。

危機管理連絡調整会議の構成員と担当事案・対策等

部局名	担 当		職 名 等
	危 機 事 案	対 策 等	
危機 管理部	地震、火山、風水害、大火災	応援部隊要請、救 急搬送、原子力発 電所、消火対策等	危機管理監兼危機管理部長〈会長〉 危機管理監代理(部長代理)〈副会長〉 危機管理監代理(部理事)〈副会長〉 危機管理部理事(消防) 危機報道監、各地域危機管理局長
	国民保護事案		
	原子力災害、ｺﾞﾙﾌﾞｰﾄﾞ火災		
経営 管理部		応援要員確保対策等	職員局長
企 画 広報部		報道対策、復興計画等	企画調整局長、広報課長
	在日外国人事案	在外邦人対策等	地域外交局長
くらし・ 環境部	消費者被害、下記以外の事案	県民相談、応急住 宅対策等	管理局長
			建築住宅局長
	大気・水質等汚染、野鳥大量死		環境局長
文化・ 観光部		観光客対策等	観光局長
健 康 福祉部	新型ｲﾝﾌﾙｲﾝزا、下記以外	避難所運営、救急	管理局長
	感染症(SARS、新型ｲﾝﾌﾙｲﾝزا等)	医療対策、食品衛 生対策等	医療健康局長
	食中毒、食品毒物等混入		生活衛生局長
経 済 産業部	産業被害	緊急物資対策等	管理局長
	家畜伝染病、残留農薬		農林業局長
交 通 基盤部	下記以外の交通災害	緊急輸送の確保、 河川交通対策、海 上輸送対策、航空 輸送対策等	管理局長
	道路災害		道路局長
	土砂災害、風水害		河川砂防局長
	港湾内事故		港湾局長
	航空機事故・空港関係事案		空港局長
出納局		緊急支出等	次長

＜危機管理監が必要と判断し、出席を求める機関＞

企業局	所管の水道事故、工業用水事故	応急給水対策 等	理事
教育委員会		避難所開設 等	教育次長
県警察本部		警察対応	関係部長

4 各部局連絡担当者会議の開催

危機事案に関する迅速な情報伝達や指示体制の徹底を図るため、危機管理部は、部局の情報連絡担当職員で構成する「連絡担当者会議」を必要に応じて開催する。

また、地域危機管理局も同様に地域情報連絡担当職員で構成する「地域連絡担当者会議」を必要に応じて開催する。

5 危機管理情報の発信

(1) 予防・啓発情報等の発信

県民の危機意識の醸成を図るとともに危機事案の発生を未然に防止するため、平時から以下の項目に関する情報を、危機管理情報として危機管理部から一元的に情報発信する。

- 県民に注意喚起を求める情報
- 地震・津波に関係する情報(調査結果・啓発等を含む)
- 安全・安心に関する情報
- 広く県民に周知する必要がある情報(部局単独で対応が可能な事案を含む。)

(2) 作成手順

危機管理情報の作成手順等は次のとおりとする。

ア 危機管理情報は次頁の(別紙2 危機管理情報の雛形)を基本とし、図表やグラフ等も活用して分かりやすい内容とする。

イ 事案を所管する部局が原案を作成した後、危機管理部へ送付する。

ウ 原案を受け取った危機管理部は他部局との調整事項がないかを確認した後、危機報道監名で危機管理情報として発信する。

エ 危機管理情報は、報道機関に提供するとともに、市町村のほか、必要に応じて関係機関に提供し、幅広いチャンネルを活用して県民に情報発信する。

オ 県の公式ホームページ(緊急・危機管理情報)に掲載する。

(3) 子供向け情報の発信

児童生徒に周知する必要がある情報は、児童生徒向けに写真やイラストを活用してより分かりやすく作成した危機管理情報を、県の公式ホームページの子供向けページに掲載するなど積極的に情報発信する。

(別紙2) 危機管理情報の雛形

提供日 2011/××/××
タイトル ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
担当 危機管理部 危機報道監
連絡先 ○○部○○局○○課○○班 ○○
TEL 054-221-○○○○

○○○○に注意

～平成○年北朝鮮飛翔体事案(第1報)(例)～

(概要)

1 安全・安心情報の種類 (①予防・啓発情報を含む。②同一危機については「第○報」)

2 内容

安全・安心情報の取扱い

<危機に関する情報の危機管理部への連絡>

危機管理部危機政策課(調整班)に連絡(一報を入れる)

<連絡先>・勤務時間 221-2456 又は 3592

・勤務時間外(第1 危機専門監、(第2 危機政策課長)、(第3 危機政策課調整班長)

※電話番号は、各部局の緊急連絡担当者に伝達済

<記者提供資料>

① 所管部局が記者提供の必要ありと判断した場合又は危機管理監から記者提供の指示があった場合は、SDOの記者提供資料(担当、連絡先は上記のとおり)により原稿を作成

② 作成後、危機管理部へ報告し、危機管理部から報道提供

関係資料を危機報道監に提供

③ 記者会見を行う場合(危機管理監が決定)は、別途、危機管理部危機政策課調整班と調整

<ホームページ>

予防・啓発も含めた安全・安心情報等について、ホームページ(緊急・危機管理情報)に掲載し、県民に情報提供(危機管理部で実施)

<全庁掲示板>

SDO 全庁掲示板の「危機管理情報」カテゴリに掲載。(危機管理部で実施)

6 資源の管理

危機事案発生直後は、切迫した状況の中で、これまでに経験したことのない様々な問題に対応しなければならないため、応急対策に活用することができる人的・物的資源を、平時から定期的に把握し、常に活用できる状況にしておく必要がある。

(1) 危機事案対応データベースの作成と「情報の見える化」

ア 各部局は、危機事案が発生した場合に迅速に対策が講じられるよう、応急対策に資する以下の項目に該当する資源をデータベース化して管理し、定期的に最新の情報に更新するとともに、当該データを危機管理部に提供する。

構築するデータベースは、関係機関との間で構築する。

- 人的資源（自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊、海上保安庁等の支援部隊を含む。）
- 公的に備蓄している物資・資機材
- 災害応援協定等を締結している団体・事業者、防災関係機関
- 協定等により応急対策に活用することができる資機材、重機等

イ 危機管理部は、提供されたデータを一元的に管理する。

ウ 各部局は、危機管理部が開発管理する電子地図に関連する資源を表示できるよう「情報の見える化」に努め、静的情報として部局間でのデータの共有化を進める。

(2) 資機材等の備蓄

各部局は、所管する危機事案の対策に必要な資機材等を備蓄する。

また、備蓄に適さない資機材等については、危機事案が発生した場合に円滑に調達できるよう、関係機関と協定を締結するなど必要な対策を講じておく。

なお、協定等を締結した場合には、協定先との間で定期的にマニュアル等の交換を行って、連絡窓口となる部署や電話番号等を常に最新の状態に保つように配慮する。

7 訓練・職員研修の実施

(1) 危機管理部

危機管理部は、職員一人ひとりの危機管理意識の向上を図るため、危機管理全般に関する研修を実施するとともに、関係部局、関係機関等と連携した図上訓練や実践的な訓練を実施し、被害の防止・抑制に努める。

(2) 各部局

各部局は、マニュアルの実効性を高めるため、関係部局と連携し、具体的な危機事案を想定した研修を実施するとともに、マニュアルに即した行動がとれるよう訓練を実施し、被害の防止・抑制に努める。

なお、訓練・研修資料の作成に当たっては、危機管理部が支援する。

(3) 柔軟性の確保

計画やマニュアルを策定しても、危機がそのとおりに起こることは稀である。

発生する危機事案は多種多様であり、それに対応するためには、基本を十分に理解した上で、事案に対処する際には応用力を利かせる柔軟性が大切である。

柔軟性のある対応をとるためには、実践的な訓練や図上演習を繰り返し実施することにより、関係機関の動きを具体的に状況認識できるようにするとともに、応用力を身につけることが必要である。

8 危機対応計画（マニュアル）の作成

各部局は、所管する危機事案に関する危機対応計画（マニュアル）を作成することとし、危機管理部はこれを支援する。

なお、マニュアルの作成に当たっては、関係部局、関係機関等と十分に協議・調整することとし、作成後(修正があった場合は修正の都度)、速やかに危機管理部に写しを1部提出する。

9 支援事業等一覧表の作成

各部局は想定された危機事案により県民の財産等に被害が発生した場合に迅速に支援が実施できるよう、補助や貸付制度などの支援事業を一覧表にして整備しておく。

10 被害軽減・予防対策

(1) 施設整備等による被害軽減・予防対策

各部局は、被害軽減又は予防するため、所管する施設の機能を向上させるとともに、県民及び事業者に対して、住宅等の耐震化及び家具の固定、食料・飲料水の備蓄など各自が被害軽減・予防対策を講じるように啓発・指導・助言等を行う。

(2) 監視体制の整備・強化

各部局は、想定される危機事案に対して、迅速かつ的確な初動対応及び応急対策を実施するため、平常時から危機事案に対する監視体制を整備するとともに、状況に応じて体制を強化し、応急対策に万全を期す。

第3章 応急対策

1 初動対応時の留意点

危機事案への対応は、事案発生から応急対策が軌道に乗るまでの間(以下、「初動期」という。初動期の期間は、事案発生から概ね24時間を目安とする。)に、事案の全体像をどこまで正確に把握し、迅速かつ的確な初動対応をとることができるかが鍵を握っていることから、次の5つのポイントに特に留意する。

初動期の対応の出来・不出来が事案の解決時期にも大きく影響を及ぼす。

- 1 事案全体像の早期把握
- 2 応急対策需要に応じた要員の確保と資源の配分
- 3 事案拡大の阻止
- 4 関係機関との情報共有
- 5 報道機関への対応

(1) 事案全体像の早期把握

ア 危機事案発生直後に収集できる限られた情報を基に、平時から整備してある資料を活用して、発生した事案の全体像をできるだけ早い段階で予測する。

イ 予測した全体像から必要となる応急対策の量(以下、「応急対策需要」という。)を推定するとともに、事態が今後どう変遷するののかも推測する。

ウ 事象が予測できるものについては、応急対策の準備を開始する。

<留意点>

- 全体像の把握ができない段階で応急対策に着手してしまうと、支援部隊を投入すべき被害の大きな場所を見誤るなど、誤った優先順位で応急対策を進めてしまうおそれがあるため、できるだけ早い段階で、発生した事案の全体像の把握に努める。

一方で、全ての情報がそろわない状況でも、応急対策に着手しなければならない場合があることにも留意する。

- 全体像の把握には、平時から整備してあるデータベースの活用や地震被害想定結果等との比較による被災程度の推測など、あらゆる手段を駆使するものとする。

洪水、火山噴火などは危機そのものを予測する国のシステムがあるので、当該危機事案発生時にはそのシステムの活用を念頭に置く。

- 事案発生直後には、情報が入ってこないことも一つの重要な情報であり、過去の経験からも、被害が大きい場所ほど情報発出までに多くの時間を要していることに留意する。

(2) 応急対策需要に応じた要員の確保と資源の配分

- ア 応急対策需要を基に、救出・救助、消火、医療救護等を実行する自衛隊等の支援部隊に対し、災害派遣要請を行うとともに、適切な部隊の配置等を早急に決定する。
- イ 事案の全体像から応急対策の時間軸を考慮し、応急対策の段階ごとに何を優先すべきなのか順位づけを行って、限りある部隊や資機材等の資源の投入を決定する。

<優先順位の判断基準の例>

優先順位を判断するに当たっては、守るべきものが何なのか（人命に直結するか否か、被害者の数、影響が及ぶ範囲等）、時間的な切迫性（津波警報や噴火警報の発令等）、その後の対策への影響（発災直後の情報収集、広域応援の要請・受入れ、避難所の開設等）、県民ニーズ等を、時間軸との関係の中で考慮することになる。

(3) 事案拡大の阻止

- ア 危機事案の発生・拡大により、県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じまたは生じるおそれがある場合は、的確に避難の勧告・指示を行って被害の拡大を阻止するものとする。
- イ 災害時要援護者等の避難には、必要に応じて自主防災組織や地域内ボランティア、消防団等による避難の支援を行い、迅速な避難体制の確保を図る。

<プロアクティブの原則>

大災害時の初動対応を決定する際に守るべき3原則

- ① 迷ったら積極的に行動せよ
⇒ 被害の報告を待つのではなく、積極的に情報を取りに行く。
- ② 最悪の事態を想定して行動せよ
⇒ 希望的・楽観的な状況観測は、事案拡大の阻止を妨げる。
- ③ 空振りは許されるが、見逃しは許されない
⇒ 空振り覚悟で、積極的に対応（避難勧告等の発令）する。

(4) 関係機関との情報共有

- ア 市町や自衛隊等の防災関係機関との間で、初動期のできるだけ早い時点から、以下の項目について状況認識の共有化を図る。

- どこで、どのような被害が発生しているのか、発生しそうなのか
- どういう支援が必要なのか、必要になると考えられるか
- どの機関がどう対応しているのか、どう対応しようとしているのか
（メインはどの機関で、サブや調整役はどの機関なのか） 等

イ 緊急輸送用道路、防災ヘリポート、避難所、救護所等の使用の可否等、応急対策活動に結びつく情報は、動的情報として電子地図上に図示して「情報が見える化」することより、市町や自衛隊等の防災関係機関の間で状況認識の共有化と情報伝達の効率化を図り、支援部隊や資機材等の投入を検討する際に活用するものとする。

<災害時の情報共有に関する留意点>

災害情報に関するグレシャムの法則

災害時には、重要度の低い情報が大量に流通し、その処理や対応などに追われる結果、数的には少ない重要情報の伝達が遅れたり、重要情報が途中で変容もしくは消滅し、迅速かつ適切な応急対応がとられない傾向がある。

陥らないための対処方法

情報は積極的に取りに行き、重要度の高い情報を選別できる仕組みを作る

① 情報のチャンネルを区別する

- ・一般からの通報や要請を受ける電話と、防災関係機関との連絡電話を分離する。
(災害時優先電話回線や県防災行政無線、衛星電話回線等を活用する)

② 担当者(重要情報を扱う担当者)を分ける

- ・一般からの通報や要請を受ける担当と、避難勧告等の判断・意思決定に必要な情報を収集し判断する担当を分ける。

③ 重要情報については、待たずに取りに行く

④ 情報の優先順位をわかりやすく表示

(5) 報道機関への対応

ア 危機事案発生直後は、先を読めない不安などから県民等の情報ニーズが高まることが予想されるため、報道機関を通じて、被災者や社会に向け積極的に情報を発信する。

イ 対策本部内での取材は、混乱に拍車をかける大きな要因となるため、取材の方法について報道機関との間であらかじめルールを設けたり、報道提供をする際に、次の情報提供時期を明示した情報の提供などに留意する。

ウ 情報は、情報の中継する者の危機意識の差によって、伝えられる内容が変容する場合があるため、以下の点に特に留意する。

- 映像や地図、ハザードマップ等を使って、正しい被災イメージを伝える
- 情報の中継する者の数を減らし、危険に直面している人に直接、情報を届ける
- 情報発信元である専門家に直接確認し、専門家は積極的にアドバイスする

2 初動体制及び応急体制の決定

(1) 事前配備体制

各部局は、所管する危機事案が発生した場合は、それぞれの事案ごとに必要な体制を確保し、それぞれのマニュアルに基づき情報収集等に当たる。

(2) 危機管理部への報告

ア 各部局は、複数の部局に係る危機事案が発生した場合には、発生時及び事象の変化があった都度、危機管理部に状況を報告し、危機管理監から必要な指示を受ける。

イ 部局単独で対応した危機事案のうち、危機管理部へ報告した事案については、その後の対応状況等を部長報告した場合、危機管理部へもその内容を提供する。

(3) 所管部局の調整

所管部局について概ね次のとおり調整するが、危機事案の内容及び段階により柔軟に対応する。

ア 所管が明確な危機事案が発生した場合は、所管部局等が担当部局となり事案の対処に当たる。

イ 所管が不明確な危機事案、複数の部局等に関連する危機事案又は全庁的な対応や情報の共有が必要であると危機管理監が判断した危機事案については、危機管理監の指示に基づき、危機管理部と関係部局が連携して事案の対処に当たる。

なお、所管が明確になり、所管部局単独で事態の対処が可能であると危機管理監が判断した場合は、所管部局へ事務を引き継ぐ。

ウ 危機事案がいずれの部局等の所管にも属さない場合は、危機管理監の指示に基づき、危機管理部が主担当部局となって事案の処理に当たる。

(4) 危機管理連絡調整会議

危機管理監は、当該危機事案の内容及び規模を勘案し、全庁的な対応や情報共有、又は所管部局の調整が必要と判断した場合は、危機管理連絡調整会議を開催する。

また、各部局は、危機管理連絡調整会議の開催が必要と判断した場合は、危機管理監に会議の開催を要請することができる。

3 情報の収集・伝達

(1) 情報連絡にあたっての留意点

危機事案発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止するうえで、極めて重要であることから、断片的な情報であっても速報し、詳細は追加で続報する。

第一報の連絡者及び報告を受ける事前配備の責任者は、完全な報告にこだわらないという点に十分に留意する。

ア 速やかな情報伝達

各部局及び出先機関において、危機発生の一報を入手し、以下の要件に該当すると判断される場合は、速やかに危機事案所管部局（以下「所管部局」という。）又は危機管理部に情報を伝達するものとする。

- 被害拡大のおそれがある場合
- 極めて緊急な対応を要する場合
- 社会的影響が大きいと判断する場合

危機事案発生の一報の速やかな伝達が最も重要であることを踏まえ、あらかじめ定められた伝達システムによる連絡がつかない場合は、下記に連絡する

区 分	連絡先	電話・FAX番号
平日勤務時間内	危機管理部 危機対策課	(電話) 054-221-2072
平日勤務時間外 祝 休 日	危機管理部 防災専門員室	(FAX) 054-221-3252

(2) 初動体制確立後の情報の収集・伝達

ア 情報伝達体制の整備

所管部局は、状況に応じ関係部局、関係機関等と緊密に連携して情報収集を行う。また、収集した情報を時間外・祝休日等も含め、円滑に関係部局、関係機関等へ伝達できる体制を整備する。

イ 情報の共有化

所管部局は、収集した情報を速やかに危機管理部に報告するとともに、関係部局、関係防災機関等にも伝達するものとする。また、危機管理部が危機事案発生情報を入手した場合には、速やかに関係部局等の危機管理担当監に伝達するものとする。

ウ 情報伝達の手段

情報の収集・伝達に、公衆電話回線が使用できない場合は、防災行政無線など利用可能な通信手段により連絡するものとする。

エ 情報内容の整理

収集すべき情報は、発生した危機事案の態様により異なるが、概ね次の事項を中心に整理したうえで、情報伝達するものとする。

収集すべき事項

- **危機事案の状況**
 - ・ 危機事案の発生日時、場所
 - ・ 危機事案の具体的内容
 - ・ 通報者
- **被害の状況**
 - ・ 人的被害の状況（死者、行方不明、負傷者等の状況）
 - ・ 住家被害の状況（全壊、半壊、一部損壊等の状況）
 - ・ その他被害の状況（公共施設、道路、ライフラインなどの被害状況）

● 応急対策の状況

- ・住民の避難の状況
- ・市町、消防機関の対応状況
- ・県及び関係機関の対応状況

(3) 情報の管理

危機事案発生直後は、情報が錯綜し混乱するおそれがあるので、あらかじめ各部局の危機担当が情報の一元化を図るものとする。

また、関係部局が連携して応急対策を実施するため、被害状況、応急対策実施状況、資機材の保有状況などについて、庁内LANなどを活用して情報共有を図る。

4 応急対策の検討・実施

次のとおりとするが、危機事案の内容及び段階により柔軟に対応する。

(1) 対策本部

ア 設置

(ア) 危機事案の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて対策本部を設置する。

(イ) 対策本部は、「静岡県〇〇対策本部設置要綱(準則)」を参考にして、各部局で要綱を作成して設置する。

イ 設置基準

(ア) 対策本部の組織は、危機事案のレベルに応じて別紙5の全庁体制(知事：本部長(危機管理監が代理執行))又は部局体制(部局長：本部長)のいずれかの体制により設置する。

(イ) 全庁体制は、被害が大規模で社会的影響が大きく、全庁的な対応が必要であると危機管理監が判断した場合に本部長と協議して設置する。

また、各部局長は、全庁体制で実施する必要があると判断した場合は、危機管理監に全庁体制による対策本部設置を要請する。

(ウ) 各体制は、危機事案の状況や応急対策の進捗状況により相互に移行することができる。

ウ 組織

(ア) 対策本部には、本部長、副本部長及び本部員を置く。

(イ) 対策本部の要員について不足する場合は、関係部局から応援を求めることができ、その場合、所管部局と危機管理部が協議し、危機管理部が調整する。

エ 会議の開催

(ア) 本部員会議

a 開催目的

県の基本方針、基本計画など重要な方針の決定、緊急に対応すべき重要課題の発生に伴う意思決定(優先順位付け)などが必要になった場合に開催する。

b 構成

- ・全庁体制…知事(本部長)、副知事・県警本部長(副本部長)、危機管理監、関係部局長
- ・部局体制…部長、部内関係局長 ほか

(1) 対策会議

a 開催目的

本部員会議決定事項の具体的な処理方法や役割分担の検討、応急対策の方針決定、緊急対応事案の協議、対策状況等の情報共有などが必要になった場合に開催する。

b 構成

- ・全庁体制…危機管理監、各部局の危機担当監 ほか
- ・部局体制…部内関係局長 ほか

(2) 所管部局の応急対策

ア 各部局は、常に危機管理部と連携を密にし、マニュアルに基づき、必要な応急対策を実施する。

イ 危機事案が単独部局で対応することが困難であるなど、当該危機事案の内容や規模等を勘案し、危機管理監が直接指揮することが妥当と判断した場合は、危機管理監の指揮・指導の下に各部局は危機管理部と連携して応急対策に当たる。

ウ 各部局は、次の事項に留意の上、応急対策に当たる。

(ア) 被災者への対応(救出・救助、応急措置等)

県民の生命・身体を守ることを最優先に、被災者の救出・救助に全力を傾ける。

(イ) 被害の拡大防止措置

・対処方針の決定

被害の拡大を防ぎ、取るべき行動の意思統一を図るため、県の対処方針を速やかに決定して周知する。

・避難誘導

避難が必要な場合は、避難先、避難ルート、移動手段を決定し、迅速に避難を行う。

・移動制限

移動の制限が必要な場合は、制限する範囲、交通規制の方法、制限内住民への食糧等の供給方法などを決定する。

・二次災害の防止

二次災害を防止するため、被災地への立入制限、安全性の確認、隔離など必要な措置を実施する。

(ウ) その他

- ・必要に応じて相談や苦情の受付窓口を設置する。
- ・ボランティアの協力が得られる場合は、受入体制などを整備する。

(3) 臨機応変な対処

危機事案を処理する過程で、想定していない事態に変容することもあるため、マニュアル等既存の手法や手段にとらわれることなく、臨機応変に対応することも必要である。

(4) 広報（情報発信）活動

ア 危機発生時における無用な混乱を防止し、県民の安全・安心を確保するため、県民に対して常に最新の情報を提供する。

イ 全庁体制の場合は、危機管理部が関係部局の情報等を取りまとめ、危機報道監から一元的に広報し、部局体制の場合は、所管部局が広報する。

ウ 正しい情報を与えるため、以下の発信先に情報を届けられるよう、あらゆるメディアを使って情報発信する。

<発信先>

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 国・他都道府県 | <input type="checkbox"/> 市町村 |
| <input type="checkbox"/> 関係団体・機関 | <input type="checkbox"/> 関係者（影響を受ける者） |
| <input type="checkbox"/> 県民 | <input type="checkbox"/> その他 |

<危機事案対応における対応モードの切替えの必要性>

- 発生した危機事案の種類、内容
 - 人的被害(死者・行方不明者)の発生
 - 影響が及ぶ範囲の広さや拡大する速さ
- 変化 →
- 集約する情報の内容
応急対策の実施方法
優先順位の入替え

初動期

- ・情報 1 件 1 件ごとの詳細な情報が求められる。

事案拡大期

- ・雑多な情報が巷に蔓延し始めると、エリアごとの集計情報が求められる。
- ・詳細な情報は必要とされなくなり、被害の大きな場所の情報が求められる。

情報のトリアージ

- ・激甚な被災が発生している場所からは情報が入らない。
⇒ 本部から要員を派遣してでも状況を把握しなければならない。
- ・雑多な情報が溢れている地域では情報のチャンネルを限定する。
⇒ 市町村の集計情報を選別して入手するチャンネルを確保・維持する。

※ 実施する応急対策の内容を変えることはできないが、応急対策の実施方法や取りまとめて発信する情報の内容が変化する。

どの時点でモードを切替えるべきかの判断は、トップダウンで行う。

5 地域の応急対策体制の確立

地域危機管理局と各出先機関は、本庁と協議、又は指示を受けながら連携して危機事案に当たる。

また、地域危機管理局長は、必要に応じて本庁に準ずる会議を開催し、情報共有や連携体制を確保する。

なお、対策本部が設置され、地域における応急対策を迅速に行う必要がある場合は、次のとおり方面本部や現地対策本部を設置する。

(1) 方面本部

ア 本部長は、地域危機管理局を中心とした情報収集や迅速な応急対策が必要と認めた場合には、方面本部を設置する。

イ 方面本部長は、地域危機管理局長をもって充てる。

ウ 方面本部長は、必要に応じて本庁に準ずる会議を開催し、関係する出先機関との連携や情報共有を図る。

エ 方面本部は、災害対策本部に準じた体制により、応急対策に当たる。

オ 方面本部長は、応急対策上必要な場合は、管内出先機関等の長に対して職員の派遣、その他必要な業務を要請することができる。

(2) 現地対策本部

ア 本部長は、応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地対策本部を設置する。

イ 現地対策本部長は、本部長が、副本部長、本部員及び関係する出先機関の長などのうちから指名する。

ウ 現地対策本部長は、必要に応じて本庁に準ずる会議を開催し、関係する出先機関との連携や情報共有を図る。

エ 現地対策本部の組織体制は、各部局で定めるところによる。

オ 現地対策本部長は、応急対策上必要な場合は、現地対策本部が置かれた地域を管轄する出先機関等の長に対して職員の派遣、その他必要な業務を要請することができる。

第4章 復旧・復興対策

1 復旧・復興の推進

(1) 産業活動の再開

県民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な産業活動の再建を図る。

(2) 施設等の復旧

県有施設が被害を受けた場合は速やかに復旧する。施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の確保など、必要な措置を講じる。

(3) 安全性の確認

ア 応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

イ 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して、広く県民等への周知を図る。

2 風評被害の影響の軽減

(1) 広報

ア 危機事案発生の初期における風評被害を軽減するため、県が取りまとめた情報を、可能な限り迅速かつ的確に広報する。

イ 県は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータを収集するとともに事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた分かりやすい広報に努める。

ウ 危機事案が継続する場合には、県が取りまとめた情報を定時に発表するなど、正確な情報の広報に努めるとともに、県民等への注意喚起が必要な場合等には、県民への呼びかけを行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

エ 必要に応じて、知事(本部長)等による安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の沈静化に努める。

(2) 経済活動の活性化

県は、風評により被害を受けた生産者、事業者等の経済活動の活性化を図るため、必要に応じ、国及び市町、関係機関等と連携し、次の施策を実施する。

ア 県産農林水産物等の安全性の国内外へのPRやフェアの開催等を通じた販売促進

イ 国内外の商談会等を通じた県産品の販路の維持・拡大

ウ 県内企業の定着及び新たな企業の立地促進

エ 生産者、事業者等の資金繰りを支援する制度融資

(3) 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ、市町や関係団体等と連携し、次の施策を実施する

- ア 県内における観光地の復興イベント等の実施
- イ 県外における誘客イベント等の実施
- ウ マスコミ等を活用したPR
- エ 大規模な会議等の誘致

(4) 平時からの取組み

危機事案発生時の風評被害の影響を軽減するため、平時から風評被害対策のための対策組織の検討・設置及び関係団体等との連携構築など必要な対策の検討を行い、風評被害が発生した場合に迅速な対応を講じることができるよう準備する。

3 被害者等への影響の軽減

(1) 健康相談の実施

危機事案の発生により、県民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる県民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するために、市町村等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

(2) 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

4 再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等

(1) 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

(2) マニュアルの見直し

本指針や関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応する各種マニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

(3) マニュアルの更新・引継ぎ

人事異動等による担当者の変更があった場合は、速やかに緊急連絡体制を更新するなど、常に最新のマニュアルを整備するよう努めるとともに、マニュアルを新しい担当者に引き継ぐ。

(4) 国への要望・提案

復旧・復興に際し、必要に応じて国に対して予算措置の要望や制度改善等の提案を行う。

5 地域社会の復興・再生

東海地震等の大規模な災害が発生し地域社会全体が甚大な被害を受けた場合、地域社会の復興・再生に際しては、地域や住民の意見を十分に尊重しつつ、10年～20年という長期の視点に立って、地域の将来像やあり方を熟考した上で復興計画を策定し実施するものとする。

(参考資料) 事案ごとの県・市町・関係機関の活動概要

1 地域防災計画編

(1) 地震対策の巻

	発災前(平時)	発災～72時間	4日目～2週間	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画、マニュアル等の整備 防災思想の普及 地域防災力の育成・強化 業務継続計画(BCP)策定 実践的な訓練、研修 地震に強い社会基盤整備 住宅等建築物の耐震化 情報共有体制の強化 広域応援体制の強化 災害時応援協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認 災害対策要員の非常参集 災害対策本部の立ち上げ 応急対策需要の把握 応援要請、受入調整 救助・救出に係る調整 消火活動に係る調整 災害医療実施に係る調整 交通規制、緊急輸送確保 社会秩序を維持する活動 	<ul style="list-style-type: none"> 食料、飲料水、日用品確保 救援物資の受入・管理 医療救護活動 応急仮設住宅の建設 ボランティア受入 社会秩序を維持する活動 	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興本部の設置 震災復興計画の策定 激甚災害の指定 復興財源の確保、震災復興基金の設立 基盤施設等の復旧 被災者の生活再建支援 相談窓口の設置 産業活動の再開 マニュアル等の見直し 国等への要望
市町	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画、マニュアルの整備 防災思想の普及 家具の転倒防止など家庭内対策 食料、生活必需品の備蓄 地域防災力の育成・強化 防災資機材の整備充実 業務継続計画(BCP)策定 実践的な訓練、研修 地震に強い社会基盤整備 住宅等建築物の耐震化 情報共有体制の強化 災害時応援協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認 災害対策要員の非常参集 災害対策本部の立ち上げ 応急対策需要の把握 応援要請、要請の依頼 救助・救出活動 消火活動 災害医療の実施 避難所の開設 避難勧告・避難指示 災害時要援護者対策 孤立集落への対応 社会秩序を維持する活動 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所・救護所の運営 食料、飲料水、日用品確保 救援物資の受入・管理 医療救護活動 し尿処理、かげき・残骸物処理 遺体の捜索及び処理 ボランティア受入 住宅の被害認定 罹災証明の発行 被災者の生活再建支援 社会秩序を維持する活動 	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興本部の設置 震災復興計画の策定 激甚災害の指定のための被害状況の把握 復興財源の確保 基盤施設等の復旧 被災者の生活再建支援 相談窓口の設置 産業活動の再開 マニュアル等の見直し
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画、マニュアルの整備 防災資機材の整備充実 業務継続計画(BCP)策定 実践的な訓練、研修 情報共有体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認 災害対策要員の非常参集 災害応急対策の実施 救助、消火活動等応急対策への協力 医療救護活動の実施 社会秩序を維持する活動 	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急復旧の早期実施 医療救護活動の実施 社会秩序を維持する活動 	<ul style="list-style-type: none"> 基盤施設等の復旧 復旧・復興事業の進捗等に関する広報 マニュアル等の見直し

(2) 津波対策の巻

	発災前（平時）	津波注意報・警報発令時	津波発生時	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> 津波避難施設等の整備 港湾海岸保全施設の整備 漁港海岸保全施設の整備 訓練の実施 水門、陸閘等の操作の習熟 	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報・注意報の収集・伝達 施設・設備の点検 	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報等の収集・伝達 自衛隊の派遣要請 応援要請、受入調整 被災者の救助、救護等 施設・設備の応急復旧 交通規制、緊急輸送確保 社会秩序を維持する活動 	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護活動 防疫・その他保健衛生 ボランティア受入 施設・設備の復旧 社会秩序を維持する活動
市町	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画の策定 要避難地区の住民に対する避難誘導体制の整備 津波危険予想図、避難地案内看板の作成等の予防措置 津波避難施設等の整備 港湾海岸保全施設の整備 漁港海岸保全施設の整備 津波避難ビルの確保 水門、陸閘等の操作習熟 訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに海岸から離れる等住民のとりべき行動の周知 津波警報・注意報の住民への周知 避難勧告、避難指示、警戒区域の設定 海面の監視、情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 住民のとりべき行動（海岸から離れる等）の周知 被害情報等の収集・伝達 県に自衛隊の派遣要請を要求 応援要請、受入調整 被災者の救助、救護等 消防、水防、その他応急措置 施設・設備の応急復旧 交通規制、緊急輸送確保 自主防災組織との連携 社会秩序を維持する活動 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所・救護所の運営 食料、飲料水、日用品の確保・配給 医療救護活動 防疫・その他保健衛生 ボランティア受入 施設・設備の復旧 社会秩序を維持する活動
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策への準備 	<ul style="list-style-type: none"> 被害拡大防止の緊急措置 救助、消火活動等応急対策への協力 医療救護活動の実施 社会秩序を維持する活動 	<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備の復旧 社会秩序を維持する活動

(3) 原子力災害対策の巻

	発災前（平時）	特定事象発生通報～	原子力緊急事態宣言～	復旧・復興期
国		<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁事故対策連絡会議 ・現地事故対策連絡会議 	原子力緊急事態宣言 （内閣総理大臣）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態解除宣言
県	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災に関する知識の普及、防災訓練の実施 ・関係市の原子力防災対策に対する助言及び協力 ・通信連絡設備等の整備 ・緊急時モニタリング設備等整備 ・緊急被ばく医療設備整備 ・防災対策資機材の整備 ・原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査 ・緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況の把握及び伝達 ・県原子力災害警戒本部 ・平常時モニタリング強化 ・現地事故対策連絡会議への職員派遣 ・防災対策資料の整備 ・住民等からの問い合わせ 	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部設置 ・県災害現地対策本部設置 ・原子力災害合同対策協議会への職員派遣 ・緊急時モニタリング実施 ・自衛隊の派遣要請 ・緊急消防援助隊出動要請 ・国、関係機関へ支援要請 ・緊急被ばく医療措置 ・住民、物資等の緊急輸送 ・汚染飲食物の摂取制限等 ・住民等からの問い合わせ 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性汚染物資の除去 ・各種制限措置の解除 ・環境放射線モニタリングの実施、結果公表 ・損害賠償の請求等に必要な資料の整備
関係市町	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災に関する知識の普及、防災訓練の実施 ・通信連絡設備等の整備 ・防災対策資機材の整備 ・県が行う原子力防災対策に対する協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況の把握及び伝達 ・防災対策資料の整備 ・住民等からの問い合わせ 	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部の設置 ・原子力災害合同対策協議会への職員派遣 ・県が行う緊急時モニタリングに対する協力 ・県への自衛隊の派遣要請 ・県への緊急消防援助隊の出動要請 ・県、関係機関へ支援要請 ・県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力 ・住民、物資等の緊急輸送 ・汚染飲食物の摂取制限等 ・避難勧告、指示、立入制限 ・住民等からの問い合わせ 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う放射性汚染物資の除去に対する協力 ・各種制限措置の解除 ・損害賠償請求等に必要な資料の整備
原子力事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の防災体制の整備 ・原子力発電所の災害予防 ・従業員等に対する防災に係る教育、訓練 ・通信連絡体制の整備 ・原子力防災資機材の整備 ・放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備 ・環境放射線モニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供 ・原子力発電所施設内の応急対策措置 ・県、関係市及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 ・原子力災害活動で使用する資料の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害合同対策協議会への職員派遣 ・県、関係市及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性汚染物資の除去 ・災害の復旧

(4) 風水害対策の巻

	発災前（平時）	水防に関する予警報発表時	発災～	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域の指定・公表 ・河川改修等の治水対策 ・海岸保全施設整備による海岸保全災害防除 ・道路災害防除 ・砂防指定地の指定、砂防施設整備 ・地すべり防止区域の指定、防止施設整備 ・急傾斜地崩壊危険区域の指定、崩壊防止施設整備 ・土砂災害警戒区域等の指定、開発行為の制限等 ・土砂災害警戒情報の提供 ・土砂災害危険箇所の周知 ・土砂災害防災訓練 ・山地災害危険地或の指定、治山事業等山地災害防止 ・林道における危険箇所の改良等による災害防除 ・ため池等整備など農地災害防除 	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集、事前配備体制又は警戒体制 ・大雨注意報・警報等の市町等への伝達 ・洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報の発表 ・水位及び雨量の観測 ・道路通行規制状況の把握 ・公共交通機関の運行状況把握 ・道路通行規制等災害関連情報の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・被害情報の収集、応急対策需要の把握 ・被害情報等の災害関連情報の広報 ・災害救助法の適用、救助法に基づく業務の実施 ・自衛隊等への応援要請 ・国（消防庁等）への被害報告 ・市町からの応援要請への対応 ・災害ボランティアに係る調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧計画の策定 ・激甚災害の指定 ・被災者の生活再建支援 ・災害時要援護者の支援 ・被災者の心のケア ・応急対策等の各種計画、マニュアルの見直し
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材の整備 ・浸水想定区域ごとの洪水予報等の伝達、避難方法 ・土砂災害関連情報の収集伝達体制の整備 ・予警報伝達、避難、救助等の警戒避難体制の整備 ・災害時要援護者の避難支援体制の整備 ・土砂災害警戒情報の活用及び土砂災害危険箇所の周知 ・土砂災害防災訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員参集、情報収集体制又は警戒体制 ・大雨注意報、警報等の住民等への周知 ・洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報の伝達 ・避難勧告又は避難指示、避難所の開設 ・災害時要援護者の避難、福祉避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・被害情報の収集及び応急対策需要の把握 ・救出、救助活動 ・避難の実施、避難所の開設・運営 ・災害時要援護者の避難等支援 ・県への応援要請 ・災害救助法の適用要請、救助法業務の実施 ・県への被害速報等報告 ・災害ボランティア受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧計画の策定 ・激甚災害の指定 ・被災者の生活再建支援 ・災害時要援護者の支援 ・被災者の心のケア ・応急対策等の各種計画、マニュアルの見直し
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・指定水防団体による水防資機材整備、水防訓練 ・情報収集・緊急時の体制整備 ・防災資機材の整備充実 ・各種研修及び訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員参集、情報収集体制又は警戒体制 ・大雨注意報・警報等情報収集 ・道路管理者の通行規制 ・公共交通機関の運行規制休止 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・被害状況の把握、県等関係機関への報告 ・各種応急対策業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の復旧 ・応急対策等の各種計画、マニュアルの見直し

(5) 火山対策の巻

I 伊豆東部火山群の火山災害対策

	発災前（平時）	噴火予警等の発表時	発災～	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲等の想定 ・県民等への火山災害、防災意識の普及啓発 ・火山防災訓練の実施 ・火山現象に関する調査・観測、観測機関への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集、事前準備体制又は警戒体制 ・噴火予警報等の市町等関係機関への通報・伝達 ・道路通行規制状況の把握 ・公共交通機関の運行状況の把握 ・道路の通行規制等災害関連情報の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・被害情報の収集、緊急対策需要の把握 ・被害情報等の災害関連情報の広報 ・災害救助法の適用、救助法に基づく業務の実施 ・自衛隊等への応援要請 ・国(消防庁)への被害報告 ・災害ボランティアの調整 ・市町の応援要請への対応 ・噴火地点上空を航行する航空機への注意喚起 ・噴火地点周辺海域を航行する船舶の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・県有施設等の復旧 ・産業活動の再建 ・風評被害の軽減 ・健康診断の実施 ・被災者の心のケア ・緊急対策等の各種計画、マニュアルの見直し
伊東市・伊豆市	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット配布、講演会や講習会等による火山防災対策の住民への普及啓発 ・火山防災訓練の実施 ・火山現象に関する調査・観測、観測機関への協力 ・避難計画の策定及び避難対象地域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員参集、情報収集体制又は警戒体制 ・噴火予警報等の住民・一時滞在者等への周知 ・避難準備情報の発表、避難所の開設 ・避難勧告又は避難指示 ・災害時要援護者の避難、福祉避難所の開設 ・警戒区域の設定、立入禁止措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・被害情報の収集、緊急対策需要の把握 ・救出、救助活動 ・避難所の開設・運営 ・災害時要援護者の支援 ・県への応援要請 ・災害救助法の適用要請、救助法に基づく業務実施 ・県への被害速報等報告 ・災害ボランティア受入れ ・社会秩序維持活動（住民への呼び掛け等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町所有施設等の復旧 ・産業活動の再建 ・風評被害の軽減 ・健康診断の実施 ・被災者の心のケア ・緊急対策等の各種計画、マニュアルの見直し
周辺市町	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット配布、講演会や講習会等による火山防災対策の住民への普及啓発 ・火山防災訓練の実施 ・火山現象に関する調査・観測、観測機関への協力 ・避難者の受入れ等に関する応援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員参集、情報収集体制又は警戒体制 ・噴火予警報等の住民・一時滞在者等への周知 ・避難者受入れ等応援準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制又は警戒体制の維持 ・避難者の受入れ等の応援 	<ul style="list-style-type: none"> ・降灰の除去
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時体制の整備 ・情報収集及び緊急時の体制整備 ・火山防災訓練の実施 ・道路啓閉体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員参集、情報収集体制又は警戒体制 ・噴火予警報等の収集 ・道路の通行規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・被害状況の把握及び県等への報告 ・道路の啓閉 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の復旧 ・緊急対策等の各種計画、マニュアルの見直し ・降灰の除去

II 富士山の火山防災対策

	発災前（平時）	噴火予警等の発表時	発災～	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、観光事業者等への火山防災意識の普及啓発 ・バドマップの掲示・配布 ・火山防災訓練の実施 ・火山現象の影響範囲予測 ・避難対象地或内観光施設等への避難計画策定指示 ・公共施設等整備に係る建物構造の強化 ・市町の避難体制整備に係る近隣市町との調整 ・山体周辺市町とバス会社等の連携強化に係る調整及び支援 ・山梨県、神奈川県との広域連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集、事前配備体制又は警戒体制 ・噴火予警報等の市町等関係機関への通報・伝達 ・避難用車両の確保に係る調整 ・道路通行規制状況の把握 ・公共交通機関の運行状況把握 ・道路通行規制等災害関連情報の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・応急対策需要の把握 ・災害関連情報の広報 ・災害救助法の適用及び救助法に基づく業務実施 ・自衛隊等への応援要請 ・国（消防庁）への報告 ・災害ボランティアの調整 ・市町の応援要請への対応 ・噴火地点上空を航行する航空機への注意喚起 ・山梨・神奈川県との連携による各種応急対策 ・社会秩序維持活動（県民への呼び掛け等） ・土石流等災害拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・県有施設等の復旧 ・産業活動の再建 ・風評被害の軽減 ・健康診断の実施 ・被災者の心のケア ・応急対策等の各種計画、マニュアルの見直し
山体周辺市町	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者、利用者等への火山現象による影響予測範囲の情報は提供 ・避難計画の策定及び避難体制の整備 ・住民、観光事業者等への火山防災意識の普及啓発 ・火山防災訓練の実施 ・避難対象地或内の観光施設等に対する避難計画策定指示 ・公共施設等整備に係る建物構造の強化 ・避難行動をすべき地域内の消防状況の把握 ・一時集合場所及び火山災害時の避難所の状況把握 ・避難経路、優先的に啓開を要する道路及び交通規制実施予定区域の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員参集、情報収集体制又は警戒体制 ・噴火予警報等の住民・一時滞在者等への周知 ・避難準備情報の発表、避難所の開設 ・避難勧告又は避難指示 ・災害時要援護者の避難、福祉避難所の開設 ・避難用車両の確保 ・警戒区域の設定、立入禁止措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・被害情報の収集、応急対策需要の把握 ・救出、救助活動 ・避難の実施及び避難所の開設、運営 ・災害時要援護者の避難等支援等への応援要請 ・災害救助法の適用要請、救助法に基づく業務実施 ・県への被害速報等報告 ・災害ボランティア受入れ ・社会秩序維持活動（住民への呼び掛け等） ・降灰後の降雨による土石流等災害拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町所有施設等の復旧 ・産業活動の再建 ・風評被害の軽減 ・健康診断の実施 ・被災者の心のケア ・応急対策等の各種計画、マニュアルの見直し
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地或内の医療・社会福祉・観光施設管理者における避難計画策定 ・公共施設等整備に係る建物構造の強化 ・火山防災訓練の実施 ・道路啓開体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・社会福祉施設の入院・入所者等の他施設への移送、家族への引渡し ・職員の参集、情報収集体制又は警戒体制 ・噴火予警報等の収集 ・道路の通行規制等啓開 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・被害状況の把握及び県等への報告 ・降灰除去による被害拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の復旧 ・応急対策等の各種計画、マニュアルの見直し ・降灰の除去

(6) 大火災対策の巻

I 大火災対策計画

	発災前（平時）	発災～鎮火	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> ・消防救急の広域化の推進 ・消防職員・消防団員の教育 ・消防団の活性化 ・建物の不燃化の指導 ・消防用設備等の整備 ・防火管理体制の整備 ・防火対象物の火災予防 ・林野火災予防対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大規模火災災害応急体制」配備 ・初期情報の収集・整理 ・広域物資拠点、臨時ヘリポート等の確保 ・必要に応じて災害対策本部の設置 ・防災対策の総合調整 ・情報収集、発信、広報 ・関係機関への支援要請 ・2次災害等発生防止措置 ・県防災ヘリコプターによる支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧事業計画作成 ・被災者の生活再建支援
市 町 ・ 消 防	<ul style="list-style-type: none"> ・消防組織の確立 ・消防施設の整備 ・消防救急の広域化の推進 ・消防職員・消防団員の教育 ・消防団の活性化 ・建物の不燃化の指導 ・消防用設備等の整備 ・防火管理体制の整備 ・防火対象物の火災予防 ・林野火災予防対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動 ・広域活動協力体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧事業計画作成 ・被災者の生活再建支援
関 係 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・火災気象通報の発表 ・情報連絡体制の整備 ・応急資機材等の整備 ・防災訓練の実施 ・関係機関との相互連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・関係機関への支援要請 ・関係する応急活動、活動の支援 ・捜索活動、活動の支援 ・必要な広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧事業計画作成

II 大爆発対策計画

	発災前（平時）	発災～	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び事業所の監督指導 ・高圧ガス・危険物等運搬車両の保安指導 ・防災訓練の実施 ・関係団体との連携強化 ・危険物等に関する知識の県民への普及啓発・保安意識の向上 ・情報連絡体制の整備 ・関係機関との相互連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部の設置 ・防災対策の総合調整 ・情報収集・発信、広報 ・国等との連絡調整 ・自衛隊等への支援要請 ・事故調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧事業計画作成 ・被災者の生活再建支援 ・事故原因究明に係る調査及び協力 ・県民への事故原因及び復旧状況等の広報
市町・消防	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制の整備 ・応急資機材等の整備 ・防災訓練の実施 ・関係機関との相互連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び消防庁への通報 ・市町災害対策本部の設置 ・消火活動 ・人命救助活動 ・避難誘導 ・消防活動 ・事故調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧事業計画作成 ・被災者の生活再建支援 ・事故原因究明に係る調査及び協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自主保安体制の構築 ・緊急応援体制の整備 ・防災資機材の整備 ・事故防止対策の推進 ・防災訓練の実施 ・緊急遮断装置等安全設備の整備 ・事業所間の相互援助協定の締結 ・県民への安全対策の普及推進 ・「危険物安全週間」等強化期間における安全対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故通報 ・自衛防災対応 ・災害拡大防止措置 ・関係機関への協力 ・相互援助協定事業者等への支援依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧事業計画作成 ・事故原因究明と再発防止措置 ・関係機関等による事故原因究明調査への協力 ・事故による被害調査及び復旧対応
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制の整備 ・応急資機材等の整備 ・防災訓練の実施 ・関係機関との相互連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・関係機関への支援要請 ・関係する応急活動、活動の支援 ・捜索活動、活動の支援 ・必要な広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧事業計画作成 ・再発防止等是正措置の指導 ・事故原因の究明調査

(7) 大規模事故対策の巻

I 道路事故対策

	発災前（平時）	発災～	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関間相互の情報伝達体制の整備 ・実践的な防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的災害応急体制 (初期情報収集・整理) (消火・救出救助の応援体制の確保) (現場救護地区設定の検討) (負傷者搬送に係る調整の検討) (消防庁への報告) ・災害対策本部の設置 (情報収集、発信、広報) (関係機関への支援要請) (2次災害の発生防止措置) (消防庁への報告) ・市町災害対策本部との調整 ・関係機関への出動要請、協力要請 ・(環境調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧計画の策定 ・被災者の生活再建支援
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関間相互の情報伝達体制の整備 ・実践的な防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地での応急的医療施設等の設置 ・死傷者の捜索、救出、搬出 ・災害現場の警戒 ・関係機関との調整 ・遺体処理 ・道路の応急復旧 ・(火気使用の制限) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧計画の策定 ・被災者の生活再建支援
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・点検の実施・危険箇所の把握 ・応急復旧資機材の保有・調達体制の整備 ・トンネルにおける消火・警報設備の整備 ・安全設備の作動状況の点検 ・関係機関の連絡調整体制の整備 ・危険物重搬車両に対する安全運行の指導・取締り ・異常気象時の通行規制区間の指定 ・実践的な防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・通行の禁止又は制限 ・道路の応急復旧 ・流出危険物の拡散防止・撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧計画の作成 ・施設の復旧 ・類似災害の再発防止
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・車両及び資機材の整備 ・気象等の現象の把握 ・実践的な防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 ・負傷者の救出、救護 ・消火活動 ・救護所の開設 ・現場周辺の交通規制 ・危険物の検知 ・流出危険物の拡散防止・撤去 ・(環境調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧計画の策定

II 船舶事故対策

	発災前（平時）	発災～	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制の整備 ・資機材等の整備、備蓄 ・海上交通の安全確保のための措置 ・防災訓練の実施 ・連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的災害応急体制 （初期情報の収集・整理） （医療機関への協力要請） （防災ヘリによる航空偵察及び救出・搬送） （臨時ヘリポート等の確保） （二次災害等発生防止措置） （消防庁への報告） （広報） ・災害対策本部の設置 （情報収集、発信、広報） （関係機関への支援要請） （防災ヘリによる搬送、被害状況調査） （二次災害の発生防止措置） （消防庁への報告） ・必要に応じて、現地災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧計画の策定 ・被災者の生活再建支援
沿岸市町	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制の整備 ・資機材等の整備、備蓄 ・海上交通の安全確保のための措置 ・防災訓練への参加 ・連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・市町災害対策本部の設置など必要な体制の確立 ・県、関係機関への協力・応援要請 ・救助・救出活動 ・医療救護活動 ・避難所の開設、避難指導 ・住民に対する広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧計画の策定 ・被災者の生活再建支援
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・海難事故防止講習会や訪船等による海難防止指導 ・情報連絡体制の整備 ・資機材等の整備、備蓄 ・海上交通の安全確保のための措置 ・防災訓練への参加 ・連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・捜索活動 ・救助・救出活動 ・医療救護活動 ・消火・流出危険物への対応 ・海上における治安維持 ・海上における船舶間交通の安全確保 ・交通規制の実施 ・災害拡大防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧計画の策定

Ⅲ 沿岸排出油対策

	発災前（平時）	発災～流出油回収	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画、マニュアル等の整備 各機関との情報共有体制強化 各機関との連携体制強化 広域応援体制の強化 事故対応資機材の整備 事故対応訓練等の実施 沿岸地域の地形、利用状況等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 突発的災害応急体制 (初期情報の収集・整理、広報) (防除関係者への情報提供) (防災ヘリによる航空偵察) (防除資機材の調達) (自衛隊等への支援要請) (二次災害等の発生防止措置) (消防庁への報告) (医療機関への協力要請) 災害対策本部の設置 (情報収集、発信、広報) (関係機関への支援要請) (防災ヘリによる調査、陸岸パトロール) (二次災害等の発生防止措置) (災害救援専門チームの派遣調整) (廃棄物処理に関する調整) (消防庁への報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧計画の策定 健康相談、心の健康相談窓口の設置 計画、マニュアル等の見直し 汚染魚介類の流通防止 海洋環境及び魚介類への影響調査 風評被害防止対策
沿岸市町	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画、マニュアル等の整備 各機関との情報共有体制強化 各機関との連携体制強化 広域応援体制の強化 事故対応資機材の整備充実 事故対応訓練等の実施 沿岸地域の地形、利用状況等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・伝達 市町災害対策本部設置 沿岸等における排出油等の状況調査 管理施設の自衛措置 防除活動に対する指導 沿岸住民に対する情報提供 警戒区域及び立入制限の設定、避難勧告・指示等 ボランティアの受入れ 協定等に基づく近隣市町への援助要請 海上保安部等からの要請に基づく防除措置 医療救護活動 	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧計画の策定 健康相談、心の健康相談窓口の設置 計画、マニュアル等の見直し 被災地域の環境調査、環境保全対策の実施 風評被害防止対策
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画、マニュアル等の整備 各機関との情報共有体制強化 各機関との連携体制強化 広域応援体制の強化 事故対応資機材の整備充実 事故対応訓練等の実施 沿岸地域の地形、利用状況等の把握 船舶の安全航行環境の整備 海上交通情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・伝達 医療救護活動 原因者が行う油等の防除活動への指導、調整 沿岸等における排出油等の状況調査 静岡県沿岸排出油防除協議会総合調整本部の運営（海上保安部） 	<ul style="list-style-type: none"> 計画、マニュアル等の見直し

IV 鉄道事故対策

	発災前（平時）	発災～	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制の整備 ・応急資機材等の整備・備蓄 ・災害の発生防止、拡大防止 ・関係機関との相互連携体制の整備 ・防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的災害応急体制 (初期情報の収集・整理、広報) (医療機関への協力要請) (防災ヘリによる航空偵察、救出・搬送) (臨時ヘリポート等の確保) (二次災害等の発生防止措置) (消防庁への報告) ・災害対策本部の設置 (情報収集、発信、広報) (関係機関への支援要請) (防災ヘリによる搬送、被害情報の調査) (二次災害等の発生防止措置) (消防庁への報告) ・必要に応じて、現地災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧計画の策定 ・健康相談、心の健康相談窓口の設置 ・計画、マニュアル等の見直し
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制の整備 ・応急資機材等の整備・備蓄 ・防災訓練の実施 ・関係機関との相互連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・市町災害対策本部の設置 ・県、関係機関への協力、応援要請 ・医療救護活動の支援 ・避難所、遺体安置所の開設 ・住民に対する広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧計画の策定 ・健康相談、心の健康相談窓口の設置 ・計画、マニュアル等の見直し
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制の整備 ・鉄道施設の安全対策の推進 ・防災体制の整備 ・乗組員、保安要員の教育・訓練 ・防災業務計画、マニュアル等の整備 ・応急資機材等の整備・備蓄 ・防災訓練の実施 ・関係機関との相互連携体制の整備 ・踏切事故防止、鉄道妨害発生防止の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達、広報 ・社内に事故対策本部を設置 ・事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ・県や市町に対する必要な支援の要請 ・事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 ・二次災害防止活動の実施 ・被災者や被災家族に対する必要な手配 ・代行運輸等の手配 ・避難誘導、乗客等に対する広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画、マニュアル等の見直し

V 航空機事故対策

	発災前（平時）	発災～72時間	4日目～2週間	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制の整備 ・応急資機材等の整備 ・航空交通の安全確保のためのマニュアル等の整備 ・防災訓練の実施 ・関係機関との相互連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・静岡空港管理事務所、関係機関で構成する航空機事故現地対応本部を設置（静岡空港等で発生した場合） ・災害対策本部、現地災害対策本部設置 ・関係機関への支援要請 ・防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査 ・二次被害等発生防止措置 ・消防庁への報告 ・広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興計画の策定 ・被災者の生活再建支援
		（航空機事故現地対応本部）		
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制の整備 ・応急資機材等の整備 ・防災訓練の実施 ・関係機関との相互連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・職員の非常参集、市町災害対策本部設置 ・県、防災関係機関への協力・応援要請 ・応急活動の支援 ・遺体安置所の設置・運営、遺体の管理 ・住民に対する広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・捜索活動の支援 ・遺体安置所の運営・遺体の管理 ・住民に対する広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活再建支援
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制の整備 ・応急資機材等の整備 ・防災訓練の実施 ・関係機関との相互連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・関係機関への支援要請 ・関係する応急活動、活動の支援 ・必要な広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・捜索活動、活動の支援 ・必要な広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧計画の作成 ・施設の復旧 ・類似災害の再発防止

2 国民保護計画編

	発災前（平時）	事態認定前	事態認定後	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集体制の整備 ・広域応援体制の整備 ・通信体制の整備 ・安否情報収集等の準備 ・研修・訓練の実施 ・避難施設リスト等の整備 ・生活関連等施設の把握 ・国民保護措置に必要な物資等の備蓄、整備 ・国民保護措置に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前配備体制の確立（職員参集） （消防庁へ報告） （情報収集） （関係機関への情報提供） （国への対策本部設置要請） ・災対法に基づく対応（警報の伝達） （被害情報の収集、報告） （国等への支援要請） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置 ・現地対策本部の設置 ・現地調整所の設置（参加） ・自衛隊等への派遣要請 ・他の都道府県等への応援要請 ・指定（地方）公共機関への措置要請 ・警報の通知、伝達 ・緊急通報の発令 ・避難措置の指示 ・救援の実施（市町長への委任） ・生活関連等施設の安全確保 ・退避の指示 ・警戒区域の設定 ・生活関連物資等の価格安定 ・避難住民等の生活安定 ・交通規制 ・特殊標章等の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧 ・輸送路の確保（復旧） ・損失補償、損害補償 ・復興計画の策定
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・組織・体制の整備 ・通信体制の整備 ・安否情報収集等の準備 ・研修・訓練の実施・参加 ・避難施設リスト等の整備 ・避難実施要領のパターン作成 ・生活関連等施設の把握 ・国民保護措置に必要な物資等の備蓄、整備 ・国民保護措置に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前配備体制の確立（職員参集） （情報収集） ・災対法に基づく対応（避難指示） （避難の実施） （警戒区域の設定） （被害情報の収集、報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置 ・現地調整所の設置（参加） ・自衛隊等への派遣要請 ・警報の伝達 ・緊急通報の伝達 ・避難実施要領の策定 ・住民避難の誘導 ・救援の実施 ・安否情報の収集・提供 ・警戒区域の設定 ・生活関連等施設の安全確保 ・生活関連物資等の価格安定 ・避難住民等の生活安定 ・特殊標章等の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧 ・輸送路の確保（復旧） ・損失補償、損害補償 ・復興計画の策定
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・組織・体制の整備 ・研修・訓練の実施・参加 ・通信体制等機能維持体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前配備体制の確立（職員参集） （情報収集） ・災対法に基づく対応（住民への広報協力） （避難への協力） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置 ・現地調整所の参加 ・避難の指示の放送 ・安否情報の報告 ・生活関連等施設の安全確保 ・住民避難等の実施協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務活動の再開

3 石油コンビナート等防災計画編

	発災前（平時）	警戒宣言発令時	発災～	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート等防災本部（知事が本部長）の運営 石油コンビナート等防災計画の策定 特定事業者に対する指導、監督、合同立入検査 合同防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 防災本部の設置 警戒宣言等その他情報の収集及び伝達 地震防災応急対策及び社会秩序の維持に必要な事項の広報 防災関係機関の防災活動に係る調整 	<ul style="list-style-type: none"> 防災本部会議の開催 防災関係機関の連絡調整 災害情報の収集・伝達 緊急消防援助隊の派遣要請 自衛隊の派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の連絡調整 災害応急復興工事
市	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業者に対する指導、監督、合同立入検査 自衛防衛組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の育成指導 特別防災区域内の住民に対する防災思想の普及啓発 合同防災訓練の実施 消防資機材の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 現地本部の設置 地震防災上必要な情報の収集、伝達 避難の勧告、指示、誘導 避難者の救護、救援物資の供給 自衛防災組織、共同防災組織との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 現地本部の運営 消防防災活動 他市町に対する応援要請 警戒区域の設定 周辺住民に対する広報活動 危険地域の住民に対する避難の勧告及び指示 	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急復興工事 特定事業者への復旧指導
特定事業者	<ul style="list-style-type: none"> 防災教育、防災訓練 施設の安全管理体制 自衛防災組織の設置 特定防災施設、防災資機材等の整備 防災管理者の選任 特別防災区域協議会設置 共同防災組織及び広域共同防災組織の設置・整備 	<ul style="list-style-type: none"> 特定防災施設等の管理強化、自衛防災組織の配備 防災設備・防災資機材の起動点検、数量等の確認及び搬出準備 製造設備、貯蔵設備、用役設備等の点検 防災設備の点検 通報連絡体制の確立 避難誘導計画に基づく避難の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 自衛防災組織による防御活動 消防機関等の受入体制の整備 周辺住民への広報活動 周辺事業所、他の特定事業所への通報及び協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況の検証 災害応急復興工事

4 感染症対策編「新型インフルエンザ対策」

	発災前（平時） ①未発生期	発災～ ②海外発生期、③国内発生期、④県内発生期	復旧・復興期 ⑤小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> ・国の危機管理体制の整備 ・新型インフルエンザ対策訓練（検疫措置等）の実施 ・業務継続計画の策定 ・県、市町、関係団体等との連携強化 ・発生状況等の情報収集と国民、関係団体等への情報提供 ・国際連携の強化 ・サーベイランスの実施 ・情報提供体制の整備 ・基本的感染予防策の普及 ・ワクチン生産体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策本部の設置 ・新型インフルエンザ対策関係閣僚会議の開催 ・政府の基本的対処方針の策定 ・医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する指針の策定 ・空港及び港での防疫措置の実施 ・相談窓口の設置 ・新型インフルエンザ発生状況等のサーベイランスの実施 ・抗インフルエンザウイルス薬の流通調査・放出 ・ワクチンの生産 ・学校、保育所、通所社会福祉施設等の臨時休業の要請 ・イベント及び集会等の自粛及びその要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の評価及び体制や方針等の見直し ・再燃（流行の次波）への警戒と備え ・流行の終息に伴う国民への情報提供 ・新型インフルエンザの発生状況等のサーベイランスの実施 ・必要な資器材の確保
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県危機管理体制の整備 ・新型インフルエンザ対策訓練（本部運営訓練等）の実施 ・業務継続計画の策定 ・国、市町、関係団体等との連携強化 ・サーベイランスの実施 ・発生状況等の情報収集と県民等への情報提供 ・検査体制の整備 ・地域医療体制の整備 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ・基本的感染予防策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策本部の設置 ・本部員会議及び対策会議の実施 ・県の対処方針等の策定 ・県民への呼びかけ ・国、市町との情報交換、連絡調整 ・発生状況等の情報収集と県民への提供 ・風評被害の影響の軽減 ・県民相談窓口の設置 ・新型インフルエンザ発生状況等のサーベイランスの実施 ・抗インフルエンザウイルス薬の流通調査・放出 ・感染予防策の徹底の呼びかけ ・学校、保育所、通所社会福祉施設等の臨時休業又はその要請 ・イベント及び集会等の自粛及びその要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の評価及び体制や方針等の見直し ・再燃（流行の次波）への警戒と備え ・流行の終息に伴う県民への情報提供 ・新型インフルエンザの発生状況等のサーベイランスの実施 ・必要な資器材の確保
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・市町危機管理体制の整備 ・業務継続計画の策定 ・県、関係団体との連携強化 ・発生状況等の情報収集と住民等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町対策本部等の設置 ・県との情報交換及び連絡調整 ・発生状況等の情報収集と住民への提供 ・感染予防策の徹底の呼びかけ ・学校、保育所、通所社会福祉施設等の臨時休業又はその要請 ・イベント及び集会等の自粛及びその要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の評価等及び体制等の見直し ・再燃（流行の次波）への警戒と備え ・流行の終息に伴う住民への情報提供 ・必要な資器材の確保
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理体制及び情報連絡体制の整備 ・事業継続計画の策定 ・必要資器材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部等危機管理体制の構築 ・事業継続に必要な重点業務への重点化 ・社会機能の維持に必要な事業の継続 ・感染予防策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点業務体制から通常業務体制への移行 ・対策等の評価及び計画等の見直し ・必要な資器材の確保

5 家畜伝染病対策編

	発災前（平時）	発災～	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県防疫対策指針、対応マニュアル ・家畜伝染病関連情報の収集及び関係機関への提供 ・国、近隣県等との連絡体制と連携強化 ・家畜保健衛生所の防疫体制 ・家畜伝染病の発生予察・予防のための検査・病性鑑定の実施 ・地域防疫訓練の実施 ・家畜飼養者等への巡回指導 ・獣医師等に対する疑い例の届出義務の周知 ・野生鳥獣のサーベイランス調査 ・大規模家畜伝染病発生に備えた資機材等の確保 ・本部重要訓練等の対応演習 ・初動体制の整備 ・情報の共有・提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫対策本部の設置 ・地域防疫計画の策定、進捗管理 ・報道・問合せ対応 ・患畜等の殺処分及び焼却処分 ・畜舎等の清掃・消毒 ・ワクチン接種及び家畜の移動制限等まん延防止措置 ・殺処分対象家畜等の経済的評価 ・移動制限に伴う損失状況の評価 ・感染経路の調査 ・疫学的関連農場等の調査 ・移動制限区域周辺農場の調査 ・通行制限等の実施 ・消毒ポイントの運営管理 ・防疫資機材の確保 ・防疫作業員の確保 ・作業員等の健康管理 ・県民への呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・清浄性確認検査の実施 ・再発防止指導及び一定期間監視 ・手当金及び特別交付金の交付 ・風評被害対策の実施 ・各種計画・マニュアルの見直し
関係市町	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び関係機関との連絡体制 ・県及び関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町対策本部等の設置 ・現地防疫措置等に対する協力 ・住民への呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う風評被害対策への協力
家畜所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理基準の遵守 ・家畜伝染病発生の予防措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う防疫措置への協力 移動制限区域内 <ul style="list-style-type: none"> ・家畜、家さん及び卵等や病原体を広げる恐れのある物品等の移動制限（区域内の移動も不可） ・区域内の畜産関係施設の閉鎖 ・自家と殺等の処理及び卵の停止 搬出制限区域内 <ul style="list-style-type: none"> ・家畜、家さん及び卵等や病原体を広げる恐れのある物品等の区域外への移動禁止 ・家畜市場及び家畜を集合させる催物の中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う清浄性確認検査等への協力 ・再発防止措置

6 食の安全対策編「大規模食中毒対策」

	発災前（平時）	発災～	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県食品衛生監視指導計画の策定 ・県民等への食中毒防止の啓発活動 ・関係団体等との連携強化 ・連絡体制の整備 ・食中毒防止対策専門委員会の設置 ・特異的な食中毒に関する情報の収集と提供 ・県民及び医療機関、食品関係業者等への食中毒疑い情報の通報に関する啓発 ・食中毒警報の運用 ・応急対策資機材の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模食中毒対策本部の設置 ・被害拡大防止対策 ・国及び他都道府県との連絡調整 ・医療機関及び県医師会等との調整 ・事件の概要等の把握 ・原因究明等の調査 ・検査用資機材の確保・調整 ・治療薬等の医療情報の提供 ・問合せ窓口の設置 ・県民・マスコミ等への情報提供 ・社会秩序維持活動 ・国、市町及び関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止策の検討 ・対応マニュアルの見直し ・風評被害対策の実施 ・被害者へのフォロー（健康相談、心のケア）
関係市町	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応体制の整備 ・食中毒に関する情報の住民等へ提供体制の整備 ・県及び関係機関との連絡体制 ・応急対策資機材の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町対策本部等の設置 ・問合せ窓口の設置 ・住民への情報提供 ・社会秩序維持活動 ・県及び関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応マニュアルの見直し ・風評被害対策の実施 ・被害者へのフォロー（健康相談、心のケア）
原因者	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法に基づく食中毒予防措置 ・保健所等の指導・監督に係る対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち入り検査等への協力 ・原因究明調査等への協力 ・被害拡大防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止措置 ・被害者への賠償責任等の完遂
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応体制の整備 ・県及び市町等との連携体制強化 ・応急対策資機材の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町への情報提供 ・県及び市町との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応マニュアルの見直し ・風評被害対策の実施 ・被害者へのフォロー（健康相談、心のケア）

7 環境汚染編「大気汚染対策」

	発災前（平時）	発災～	復旧・復興期
県	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染の常時監視 ・情報連絡体制の整備 ・県民等への大気汚染に関する知識の普及・啓発 ・情報伝達訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・注意報及び警報、重大緊急警報の発令と関係機関等への伝達 ・事前配備体制又は対策本部準備体制 ・大気汚染対策本部の設置 ・大気汚染による被害情報の収集及び情報提供 ・ばい煙、揮発性有機化合物の排出者への飛散量減少のための措置に関する勧告等の是正措置 ・自動車の使用者又は運転者への自主的規制への協力要請 ・県民への呼びかけ ・住民の健康被害に対する保健指導 ・常設測定局及び移動測定車による大気汚染の監視 ・環境調査 ・風評被害対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応マニュアルの見直し ・被害者へのフォロー（健康相談、心のケア）
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて大気汚染の常時監視 ・情報連絡体制の整備 ・住民等への大気汚染に関する知識の普及・啓発 ・情報伝達訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・注意報及び警報、重大緊急警報発令の伝達 ・情報収集体制又は対策本部設置準備体制 ・市町対策本部等の設置 ・必要に応じて大気汚染状況の監視 ・住民等への屋外活動の自粛要請 ・自動車の使用者及び運転者への自粛要請 ・ばい煙、揮発性有機化合物の排出者への県からの勧告等是正措置の連絡 ・住民からの健康被害相談対応 ・県と共同した環境調査 ・風評被害対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応マニュアルの見直し ・被害者へのフォロー（健康相談、心のケア）
関係者等		<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙、揮発性有機化合物の排出者による使用燃料の削減 ・自動車運転の自粛及び公共交通機関の活用 	